

1 議事日程(4日目)

[平成18年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成18年3月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者【個人質問】及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	不老光幸 (7)	<p>1. 太宰府小学校区遠距離地居住児童の通学中の安全策としてバス通学の認定と費用の補助はできないか。</p> <p>(1) 教育委員会は遠距離地居住児童の通学の状況をどう判断されて通学方法についてどのような指定、指導を行っているのか伺う。</p> <p>(2) 北谷区、内山区、松川区の小学校児童はバス利用通学を行っている。費用の補助はできないか伺う。</p> <p>(3) 北谷区、内山区、松川区方面行きの小学生下校専用のまほろば号の運行もしくは下校時間帯の増便ができないか伺う。</p>
2	中林宗樹 (5)	<p>1. 商工業振興策について 本市における商工業振興策について伺う。</p> <p>2. 第2、4土曜日の学校開放廃止について 4月から市内各小学校の施設(体育館、運動場)の開放が廃止されるが、子供たちの遊び場を取り上げるような施策について伺う。</p> <p>3. まほろば号の運行について 家の前・今王線の開通により高雄地区へのまほろば号の運行開始に地元住民は期待しているが、運行開始の時期はいつごろになるのか伺う。</p>
3	福廣和美 (17)	<p>1. 子育て支援の充実について 小学校、保育園の待機児童の実態、ゼロ作戦はどうなっているのか。</p> <p>2. 障害者対策について 五筑会から提出されている要望書の対応について</p> <p>3. 違反広告物撤去について 違反広告物撤去の方法などについて</p>
		<p>1. 協働のまちづくりについて</p> <p>(1) 地域コミュニティ推進の基本的考えと具体的計画について</p> <p>(2) 推進するに当たっての行政内部組織との連携、市内で組織</p>

4	小柳道枝 (12)	<p>化されているボランティア団体、行政区単独で活動している市民ボランティアへの育成・支援等の考えについて伺う。</p> <p>2. 友好都市との今後の交流について</p> <p>韓国扶餘とは姉妹都市盟約、奈良市、多賀城市とは友好都市盟約を結んでいる。今後、官・民の交流等の計画はあるのか。また、中津市と合併した旧耶馬溪町との関係についての考えを伺う。</p>
5	橋本健 (4)	<p>1. NTTドコモ電波基地局建設について</p> <p>平成16年から青葉台住宅地内にNTTドコモ電波基地局建設の計画があり、周辺住民や自治会では苦慮している。歴史スポーツ公園内での建設に行政も随分と努力を払っていただいたが、建設不可の結論に達した。いよいよ住宅地内建設に拍車がかかりそうだが、再度県への働きかけをお願いしたい。</p> <p>2. 「安全安心まちづくり」防犯対策について</p> <p>12月議会において「安全・安心のまちづくり推進条例」が可決された。第4条に必要な施策を実施しなければならないとうたっているが、4月からどのような取り組みをされるのか具体的な施策について伺う。</p>
6	大田勝義 (9)	<p>1. 交通体系の整備について</p> <p>通古賀地区、吉松東地区の区画整理、看護専門学校跡地計画、(仮称)JR太宰府駅の建設などにより、西鉄踏切や国道3号線を通過するのに大きな渋滞が予想されるが対応策は。</p> <p>2. 蔵司跡の用地取得について</p> <p>今後どのような買収計画があるのか、また、本市にふさわしい活用計画について考えを伺う。</p> <p>3. 活断層の調査について</p> <p>本市には活断層がどのように通っているのか。また、その位置に建っている建物についての住民説明は。</p>
7	渡邊美穂 (8)	<p>1. 施策別枠配分方式について</p> <p>(1) 施策の優先順位基準は何か。</p> <p>(2) これまで施策ごとの業務はどのように進めてきたのか。</p> <p>(3) 施策から漏れ、事業に対する予算配分が無くなり、影響を受ける市民に対して、どのように対応していくのか。</p>
8	山路一恵 (11)	<p>1. 国民保護法について</p> <p>今回議案として提案されている本部設置や協議会設置の条例案を含め、自治体の責務など、全般について伺う。</p> <p>2. 障害者自立支援法について</p> <p>2006年4月から順次施行される障害者自立支援法について、法の問題点や自治体の役割を明確にし、不備な点においては改善策を要求したい。</p>

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	産業・交通課長	山田純裕
市民課長	藤幸二郎	福祉課長	新納照文
子育て支援課長	和田敏信	国保年金課長	木村裕子
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
施設課長	轟満	学校教育課長	花田正信
社会教育課長	松田満男	文化財課長	齋藤廣之
建設課管理係長	金藤忠晴	建設課都市開発係長	井上均

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

議事日程はお手元に配付しておっております。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」の個人質問を行います。

7番不老光幸議員の個人質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしました件につきまして質問をさせていただきます。

私は、昭和21年に太宰府小学校に入学いたしました。その当時、今の太宰府市全域で小学校は太宰府小学校と水城小学校の2校でありました。北谷、内山、松川、片谷（今の高雄）、水城、吉松、大佐野からは、6歳で学校まで歩いて通学するのに大変な時間とつらさを味わっておりました。それから60年、太宰府市も大きく変革をいたしました。このことは皆様もご承知のごとく、あちらこちらに住宅地も増え、道路もよくなり、車の通行量は多くなりました。そして、市内に小学校も新設されました。それにより児童の通学距離も短くなり、改善されております。改善されてはおりますが、北谷区、内山区、松川区の児童は、以前のままの通学距離の太宰府小学校に通学をいたしております。その間交通事故の危険にさらされ、また今は不審者の出没、児童の誘拐、殺害と、大変な事件が絶えない状況であります。また、校区内でも、ここところ不審者情報が数多く報告されており、そして通学距離が長ければ長いほどその危険性は心配されます。学校でも対策の一つとして昨年の12月から集団下校を実施しています。したがって、北谷区、内山区、松川区では、徒歩の場合、もしものときに逃げ込むところもなく、公衆電話もない。また、家も離れているために1人で帰る距離も長くなり、バスに比べ危険が高くなるということで、ご父兄は子育てに大変な生活費用負担の中にバス通学の方法をとられておられます。そのための交通費の負担を強いられておられます。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

まず初めに、教育委員会は、就学児童の勉学、心身の健全なる育成、食育、そして通学中の安全にも心されていると思いますが、遠隔地居住児童の通学について、現在の状況をどう把握され、判断されて、どのような方法での通学が望ましいとお考えであるのか、またどのような通学方法の指定、指導を学校現場及び父兄にされておられるのかお伺いします。

次に、私が太宰府小学校の校門前から北谷区公民館までの距離を乗用車で測りましたら、4.1kmありました。太宰府小学校児童でバス利用の児童数を太宰府小学校で聞きましたら、北谷区19名、内山区28名、松川区32名であります。バス通学のまほろば号利用で、1人1日往復200円、1週間で1,000円、1か月4,000円の負担をされております。中には、児童が2人、3人通っている家庭のご父兄もおられます。太宰府市は全国に先駆けてコミュニティバスの運行を実施されて、運行の主体は太宰府市であります。また、運賃の補助制度もあります。義務教育であります小学校児童の通学の安全性を考えて、私は通学のための交通費は父兄にその全額を負担させるのではなく、補助、援助すべきだと思いますが、市で補助、援助はできないか伺いたいと思います。

3点目は、現在運行されていますまほろば号の運行時刻では、下校時の午後4時台のバスは遅れてくることが多く、そのためにバス停で30分以上も待つことがあったり、また中学生などで、既に多くの方が乗車されている場合は乗車しにくい、乗車させてもらえないことがあり、そのために帰宅時間が遅くなるという現状であります。その改善策として、小学生の下校時間に太宰府駅発の小学生専用のまほろば号の運行、もしくは通常運行での下校時間帯の増便ができないか伺いたいと思います。

以上でございます。再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） まず、ご質問にありましたように、近年通学途中の小学生が襲われるという痛ましい事件や、心ない不審者の出没などが続き、児童・生徒の安全に関して保護者や地域の方のご心配も大きいことと思います。また、それに伴いまして、校区ごとに多様な方法で子どもたちの安全を守る取り組みを行っていただいていることに対しまして深く感謝申し上げます。

ご質問の3点のうち1、2点につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

バスによる通学は、現在国や県におきましても児童の安全確保のための一つの有効な方策であると考えられております。太宰府市におきましても、太宰府小学校区におきまして、北谷区、内山区、松川区の児童がバスを利用して通学しているわけですが、ご質問にありましたように、バスの本数や時間帯、費用など、多様な面からの課題も多いわけですが、現状といたしましては、財政状況や他の校区の児童・生徒との兼ね合いもあり、北谷区、内山区、松川区の児童への費用補助は難しい状況でございます。

また、バスの本数や時間帯に関しましても、できるだけ保護者の意向を受け、改善ができればと考えますが、他の利用者の利便性なども含め、教育委員会だけでは決められるものではなく、関係各課と十分に協議を重ね慎重に検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 3点目についてご回答いたします。

まず、小学生専用の運行につきましては、まほろば号が不特定多数の利用者を対象とした公

公共交通でありますので、利用者を限定する運行につきましては、バスの台数を含めた経費の面など、全体の費用対効果などを含めまして困難であろうというふうに思いますので、ご理解をお願いいたします。

また、下校時間帯の運行便の増につきましては、過去の運行ダイヤ改正時におきましても様々な検討を加えまして配慮してまいりましたが、現在北谷、松川方面につきましては特に小学1、2年生の下校時間となります午後2時台から4時台までの間には3便運行いたしております、あわせて西鉄路線バスの2便も並行して運行されております。これを含めると5便になります。

また、内山方面につきましては、6便を運行いたしております、これ以上になりますと、もう全体の調整から大変難しい状況となりますけれども、今後とも利用者の立場に立った視点で見直し、あるいは検討を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今教育長のご回答の中で、私が最初に教育委員会は遠距離地居住児童の通学の現状をどう判断されて、通学方法についてどのような指定、指導を行っておられるか伺いたしましたが、この件のご回答はなかったようでございます。さらに求めます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 通学路の決定につきましては、これは学校それから地域の方々、また警察、そして教育委員会、こういうところが相互に相談し合いながら、現状の中で一番安全な方法で通学できる、そういうところを通学路として届け出をいただいているところでございます。

特に太宰府小学校区につきましては、今までも道路の安全性につきましていろいろと要望がっておりますので、要望に対しまして即教育委員会が対応できるという状況でございませんので、関係課の方と相談しながら進めているという現状でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 最近やはり児童の登下校の状況は従来と非常に変わってきておまして、従来どおりのご見解がなく、北谷区では、朝の登校及び下校は以前からバスでの通学でありましたが、12月からは松川区、内山区は、朝の登校は一部父兄の方が同行されて徒歩通学とバスの通学と二通りあります。帰りは今までバス下校と徒歩下校の2ルートに別れておりましたが、全員バスでの下校を実施されております。それは父兄の皆さんが子どもたちの安全上、徒歩での下校は危険、もしものときの対策ができない、そのためにバスでの下校が一番危険性の少ない方法であると判断をされて実施に踏み切られております。私もそう思いますし、市民の方向人かんに意見を聞きましたが、まほろば号も動いてることだし、それを利用すれば、それが一番いい方法ではないかとの意見でした。それなのに、見識の高い教育委員会の皆様方は、

バスでの通学はもろもろの状況があるにもかかわらず、従来そのまま認めることもできず、通学方法の指示もされませんし、その理由は何なのでありますか、お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） まほろば号が通るようになりまして、また子どものこういういろんな状況があるようになりまして、バスによる通学についてどう対応するのかということに対する問い合わせが太宰府小学校に限らずあっておるのは現状でございます。今まで各小・中学校は、大体徒歩または自転車通学でございます。多分それぞれの学校もそのまま来ているんだと思います。しかしながら、今お話もありましたように、現状を考えたときに、バスでの通学は禁止すると、それに入っていないというような状況ではないというふうにとらえております。それで、保護者の了解のもとに、保護者の承認のもとに通学する分については、それはもう学校としてそれをいいの悪いのという筋合いではないから、そういうお願いがあればバス通学に切りかえたらいかがかないというふうに各学校には話しているところでございます。ですから保護者のご承認のもとに子どもたちはバス通学をしているというふうに子どもは思っているわけでございます。

学校としてバス通学を一つの通学方法としてやろうとなっていくと、確かに費用の問題もあります、それとともにですね、バス通学で通学するための方法なり内容なりというものをきちっと指導していかななくてはならないという、そういう側面もまたございます。そういうところについてはですね、今のところ先ほど申しましたように保護者のご承認のもとに通学しているというところで、ちょっと太宰府小学校の状況はわかりませんが、どういう指導がされているかということについては把握していないという状況でございます。そういうふうな点を含めながらですね、最初に答えましたようにバス通学も一つの安全ないい方法であるという認識のもとにですね、実際にバス通学をするとどういふことを考えていかなければならないかということを検討させていただきたいとお答えしたわけでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 私が冒頭に申し上げましたように、従来と学校の教育で変わってきておりました、やはり教育委員会では児童の勉学、心身の健全なる育成、最近はですね、食育ということが言われています。それから、さらにもう一方通学中の安全というのもですね、非常に重要なテーマではないかというふうに思っております。私が言いたいのは、ここに持ってますけども、毎年教育委員会から教育要覧というのを出していらっしゃいます。昨日の教育長の答弁では、またこれを平成18年度のものを検討しているというふうにおっしゃいましたけども、この平成17年度のもので、教育要覧の内容を精査いたしましてですね、この中では就学児童の通学に対する安全についてどのように考え、指導方針なのか見てみましたが、学校教育の項目には載っておりませんでした。教育委員会に付議されまして審議された項目や、各種委員会の審議項目にも載っておりませんでした。ただ、太宰府東小学校の学校経営の重点項目の中で、

安全対策の充実（登校、下校のときの安全、校内安全、校外安全を図る）とありました。他の学校は載っていませんでしたが、実際は学校現場の先生方は常に安全にと思っておられることは私も承知をいたしております。先日太宰府小学校にお伺いしましたら、入り口の玄関がロックされておりまして、そこでインターホンでだれだれですけどこのようにお伺いしましたと言って、中から来てロックを外されるというようなこともいたしておられます。しかしながら、この要覧の中に児童の通学というのを含めた安全についての項目があってもいいのではないかと思います。今までに本市ではそのような大きな事故はなかったかもしれませんが、昨年の地震の例があります。4月には新学期になります。教育委員会も開催されることだと思います。ぜひとも小学校の通学の安全確保のためにも、北谷、内山、松川区の通学の現状をお話しいただいて、通学方法の審議を委員会で教育長、お願いできませんでしょうか。お答えください。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 何といいますかね、先ほど申しましたように、通学路、通学方法については、学校、地域の方々、保護者また警察、教育委員会等々が協議して方法を考えていくわけでございますので、その結果でどのようにするかということが決まってくるんだと思います。教育委員の5人で話し合うという教育委員会と、広い意味の事務局の教育委員会とがございますけれども、ですからその辺の結論と広い意味の教育委員会の事務局がいろんなところと相談しながらどうするかというのは決めるという方向になっていくと思いますので、その辺は結果はいわゆる委員さんの5人の教育委員に報告することはありまして、そこで協議してどうするというものじゃないんじゃないかという気がいたします。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 余り教育長に話してもという件もありますけれども、やはり児童の安全、その件につきましてですね、一番やはり心配しておられるのはご父兄の方、あるいは地域の方、学校の先生方、皆さんそうだと思いますけども、やはりきちっとした公の場でのこの問題に対する対応の仕方というのは主導権は教育委員会が主導して、このことにつきましてですね、今おっしゃいましたように警察とか地域の方とかそういうものに全体的に話をされるということをおっしゃいましたけども、主導権は一度こういうことについてお話をされたのかどうかということを疑問に持ちますけども、やはりこの件についてはどういう形での通学がいいのか、北谷、内山、松川だけじゃなくてやっていらっしゃると思うんですけども、通学方法について、あるいは安全について常に毎年教育要覧の中に載せられるような内容にですね、ぜひともご検討をお願いいたしたいと思っております。

次にですね、通学費用の補助の件についてお尋ねいたします。

現状ではまほろば号のフリーパス券というのがありますが、これは1日から月末期間での通用というか、そういうことになっていまして、非常に使い勝手が悪くて、実際には今はバスカードの1,000円券の利用が大半であるようにお聞きしております。補助については考えていないというのがご回答ですが、児童数が3人家庭の負担は月に1万2,000円になります。義務教育

でありますし、小学校までの通学が徒歩では時間も長くかかるし、その上危険性の心配もある。そのためにご父兄の皆さんが話し合いをされてバス通学の方法をとられておられるわけでございます。学校現場担当の先生方も安心しておられるのではないかと思います。市民の皆さんもほとんどの方は実情がわかれば、交通費は父兄が全額持つべきではなく市で何らかの援助はしないとイケないと思いますよ。そういう方がほとんどだと思います。それでも補助はできないか、再度お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） バス費用の補助についてでございますけれども、バスの利用者が一部ということになりますので、その一部の人に対する補助ということでは現時点で補助は考えておりません。就学援助を受ける世帯に対しましては、小学校で片道の通学距離が4 km以上ある場合に通学費の補助を行っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 通学バスの補助が通学児童の全体からの一部には補助できないというお話だったのか、ちょっと聞き漏らしたんですけど、バス利用者の一部に対する補助はできないという話だったのかちょっとわかりませんが、今お伺いしますが、市役所の職員の方には通勤手当が出ているわけですが、その交通費は支払いの対象基準の内容ですが、条例では1 km以上に支払うことになっております。それでも義務教育であります小学生の3 kmも4 kmもある通学のための費用は補助することはできないということなんですか。再度お聞きします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 通学路とかですね、通学方法が大きく変わるというのは、大体学校の統廃合とか新設のようなときが中心でありまして、そういうときはですね、教育委員会が大体主体となって通学路を決めたり安全対策というようなことをやっていくような傾向にあるというふうに思っております。これは教育委員会の怠慢かもしれませんが、今言いましたように、バス通学については保護者の承認のもとに行うことについては、学校としてそれをどうこうという筋合いじゃないから、それを認めたらいいんじゃないかというふうに学校の方に私は話をしております。それでですね、先ほど部長も申しましたように、遠いところはバスでお見えになっているというふうに聞いております。それに対しまして、一応そういうふうなことがあっているという報告は聞いておりますけど、その通学費の補助のどうのこうのというのは、この議会で初めて聞いているもんですから、それをされ、今どうかと問われてもですね、唐突とは感じているんですよ。それだけに先ほど申しましたように、バス通学をこうしてするとしたら、学校での教育はどうするのかとか、費用はどうするのかとか、ルートはどうするのかというのを話し合わなくちゃいけないんじゃないかというふうに思っていると、そういうことで慎重に検討していきたいというふうにお答えさせていただいたわけなんですけど、いや、今出さか出さんかと言われましてもなかなかお答えしにくいというのが私の本当の気持ちでございます。

す。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 確かに費用にかかわることですから、やはり教育委員会とか教育関係です、例えば松川区あるいはそちらの北谷、内山区のバス通学を指定するとか、認めるとか、なかなかそれをやっちゃうと費用がかかるからという懸念はあるかと思えますけれども、私は教育委員会にそういう費用の面も確かにありますけれども、それ抜きにして、本当、本音に検討をして、本当に今の通学、徒歩、三条区あの道までは結構家もたくさんあります。それからちょっと過ぎるとですね、人家がないところができるわけですよ。そういったところならば、今はもう集団で下校されるように学校の方でも指導はされておりますけれども、万が一、1人でですね、帰るような状況になったときに、万が一ということを考えんと、非常にこれはやはり大人が全員で考えてやらなければいけないことだと思います。

それで、さっき教育部長が4kmあると、何らかの方法で考えるということをおっしゃっていましたが、私が冒頭に申しましたように、太宰府小学校の校門の前から北谷公民館まで、これは確かにもう4kmは十分あります。その向こうにもまだ山浦とかそういうところもございまして、そういうことはどういうふうにされるのかということはあると思いますが、小学生が通学でまほろば号で通って支払う交通費はですね、年間で私試算してみますと約250万円ほどになります。これは財政の方にちょっとお聞きしたいんですけども、教育委員会ではなかなか答えができないんでしょうけれども、この250万円の金額が平成18年度の歳入予算186億2,808万円の中に必要欠くことのできない金額にあるのかどうか、そしてコミュニティバスの運行補助金7,462万6千円に、これに対しても影響する金額であるかどうかお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 予算の200億円の中身については、これは皆さんの税金から支出する分でございますので、金額の高さではなくて、公として支出をすべきなのかどうかということをお考えながら支出をしているつもりでございますし、議員さんもその辺の判断をしてあると思います。今教育長がおっしゃるように個人給付になるものですから、個人給付を公としてすべきかどうか、その議論によってやるべきだろうと思っておりますので、金額の高さではないというふうにお考えしております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） この250万円ほどですけども、もしも今みんなこの補助金を出さないと、補助をすとか、支援をすとかという話をしているんですけども、小学生がみんな何らかの形でまほろば号に乗らなくて通学をしたと仮定しますよね。すると、この250万円というのはなくなってしまいうけですよ。

それからもう一つ、実際にまほろば号が動いておまして、それにですね、例えば極論かもしれませんが、ランドセルをかるっている小学生であればそのままフリーパスで乗って、

おりて、あるいは名札をつけている小学生だったら、通学のためにはランドセルを必ずかかって名札つけていくと思いますけども、その人たちに補助じゃなくて、乗ろうが乗らぬまいがまほろば号というのは運行しているわけですね。小学生であればそのまま乗せて、そのままおろしてという方法もあるじゃないかと思う。これはご回答は要りません。私はそう思います。そういう方法もあると。これは全然補助とかなんか関係ないと思うんですよね。その250万円がこの財政上ですね、必要であるならばですね、また別の時間帯にずっとまほろば号動いてるんですけども、その運行に市民の皆さんとか、あるいは観光客、いろんな方がたくさん利用していただけるようなですね、方法をぜひ考えていただいて、その通学の方は補てんをできるとか、そういう方法ができないかなということをおもっています。

それから、参考のために申し上げますけども、西鉄バスが、さっき地域振興部長がおっしゃっていましたが2本、時間帯に動いているとおっしゃいましたが、これは50円なんですよね。そして、バスカードを同じものを使えるわけですね。実際には松川区の方で北谷口のバス停があるんですけども、少し時間帯的には早いけども、やはり100円出すよりも50円の方がいいということで、そのバスを利用していらっしゃるというのもあるんですね。これが非常に50円とか100円とか小さい金額のような感じがあるかもしれませんが、実態としてはやはりちりも積もれば大変な金額になっていくということを私は申し上げておきたいと思えます。これは担当部の方といろいろとやるとしてもなかなか進まないと思うんですけども、市長にお伺いします。

今お話しをしました件につきまして、担当の方からは快い返事を今のところいただいておりますけども、市長は常々市民が真ん中だ、そして市民の安全な生活を考えた市政を実行されております。今私が申し上げましたように、小学生であるランドセルをかかっている子どもたちにバスカードでやりとりをして、これもやっぱり相当時間がかかるそうなんですけども、そうじゃなくて、私はそのまま乗せてそのままおろしてやるという方法もあるんじゃないかということも申し上げましたけども、その点も含めまして市長のご判断でいかがなことかと、ご回答できればお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま不老議員から子どもたちの通学の安全の問題のためにコミュニティバスの利用等々いろいろご提言いただきましたが、基本的には太宰府市が安全、安心できるまちづくり、これが基本にあると思います。端的な例で子どもの登校、下校だけの問題じゃなくて、お年寄りも含めて安全なまちづくり、そのためには単なる子どもたちをバスに乗せる問題以外に地域の防犯あるいは防災等々、コミュニティづくりが基本にあると思います。そういう中で、まちの市民全体が安全、安心まちづくりのために、また子どもたちの安全のために目配りをしていただきたいと、それが基本だろうと思っております。その上で、このまほろば号の利用につきましては、ご承知のように今大変お年寄り、また市民の皆さんからも利用をいただいておりますけれども、この運営管理につきましても費用は年々増えておるわけございま

す。税の負担も増えておるわけでございますが、このことにつきましては、市民のコンセンサスを得てご理解を得ながらこの運行をやっておるわけでございますが、これ以上の利便性あるいは費用負担の問題等を含めて、今まほろば号の全体の運行管理等々についても再検討いたしておるところでございます。子どもたちの運行、あるいはお年寄りの利用につきましてもいろいろご提言がございましたが、全体を含めまして、いわゆる市民のコンセンサスを得る、それと同時に私たちがつくっておりますこの市民の足であるまほろば号を市民全体でぜひ育てていただきたい、育成していただきたい、それを私から要望したいと思っておる次第でございます。いずれにしても、今のご提言の問題は、市全体、それから行政としての公でやるべき緊急順位と、いろいろコンセンサスがあると思いますので、十分検討をさせていただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ありがとうございます。

市民全体のコンセンサスを得ながらということございまして、一つとしてはここに20人の議員がおりまして、これも市民の代表でありますので、今後そういう点につきましても皆さん方をお願いをしていくことになるかと思っておりますけども、3番目のまほろば号の運行についてですけども、さっき地域振興部長がおっしゃいましたように、14時台ですね、小学1、2年生のために配慮しているというふうなお話がありましたんですけども、具体的に言いますとですね、内山行きがですね、14時台で14時44分、14時50分、14時56分、この3本走っておるわけですね。小学校1、2年生のためだったら、この時間帯に3本も運行する必要はないんじゃないですか。それだったらむしろ実際にお母さん方にお聞きしますと、14時台のバスはほとんど利用しないんですよと、逆に15時半から16時ごろの方にですね、この分の3本のうちの1本は15時台、それからもう一本は16時ぐらいに変更するとかですね、そういう検討ができるんじゃないかなというふうに私は思っております。

それから、北谷行きですけども、これは帰りの場合、14時36分、次は15時56分、その次が16時56分、17時56分、1時間に一本ですね。その中で意外と北谷行きは遅れるわけですよ。結構遅れます。本当に北谷ルートは時間がはっきりこの時間というのが決まっておってもあてにならないというのが実態でございまして、こちらの方をやはり検討していただきたいというふうに思います。意外と、意外や意外に土曜、日曜日の運行本数が逆に多いわけですよ。土曜、日曜。これは恐らく宝満登山とかいろんなことに対して配慮してあるのかなというふうに感じておるんですけども、これいかがでございますかな。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 内山、北谷、それぞれ時間、本数も含めて子どもたちとは合わない部分もあるというふうな一つのご提言ですけども、ご承知のとおり、今現在まほろば号が8台で、それぞれ毎日109便運行いたしておりまして、様々な地域から同じような要望もたくさん来ております。しかし、先ほど申しましたように、やはり基本的には費用対効果そのものを全

体的に調整をしながら、またあわせて利用者の要望も聞きながら調整をしております。今回ご提言いただいております特に内山、北谷方面、特に内山につきましてはですね、15時半から16時が必要なんだと。あるいは、北谷の方に行くバスが遅れているというふうな提言もございましたので、これらを含めてまた全体的にこれは十分検討してまいります。

また、土曜、日曜日、祭日も含めて本数が意外と多いんじゃないかという問題ですけども、これらもやはり土曜、日曜日は観光客とかその方たちにぜひ利用していただきたいという一つの視点もございまして、特におっしゃいますように昨今は竈門神社、内山へ利用される観光客、市民も多うございますので、その分も配慮したということもございます。いずれにしましても、これは全体、今現在ももう既に高雄地区方面からの要望も上がっておりますので、それらを含めて全体的にこの平成18年度中にいま一度原点に戻って見直しを図っていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） やはり何と言いますか、お店でも、それから交通機関でもそうでしょうけども、やはり利用者のニーズに合わせた配慮をするというのは、全くそのとおりだと思います。ただ、私が思いますのは、小学生も立派なニーズのうちに入っているわけございまして、実際に小学生が乗られなくて、積み残しになっている状況であるということもぜひとも念頭に置いていただいて、それから実態としては14時台じゃなくて、本当に必要である時間帯というのは15時台、あるいは16時台なんですよ。そういったことも一度ぜひとも調査されましてですね、今後の運行の変更、そういったときにはご配慮をお願いしたいと思います。

質問も終わりにしたいと思うんですけども、実は私はこの質問の内容につきましては6日の日に一般質問通告書を提出するときに、こういう質問内容までつけて出しましたんですけども、もう少し前向きなご回答がいただけるならというふうに期待もしておりましたんですけども、ぜひともこの日だけで終わりではなくて、今後ともこの問題については取り組んでまいりますので、どうぞよろしく今後ともさらに前向きなご検討をお願いいたします。終わります。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の個人質問は終わりました。

次に、5番中林宗樹議員の個人質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました3項目について質問させていただきます。

第1問目の、本市における商工業の振興策についてお尋ねいたします。

本市の産業の大きな柱は観光産業であります。この観光については、観光客の誘客についてとか観光資源の有効活用など、いろんな面において論議され、また具体的な政策がなされております。観光産業以外の商工業政策については、第四次総合計画の中でも計画書は200ページほどありますが、たったの1ページしかございません。後期基本計画においても135ページのうち1ページ半ほどでございます。市の税収においても、法人市民税だけを見ましても、4億

2,000万円ほどございます。税収が伸び悩む中、これらの商工業の活性化こそが税の増収が見込めるものであります。本市の商工業の振興策を見ますと、後期基本計画で、1、商工会活動の支援。中小企業の経営安定、基盤強化を図るため、商工会の活動の強化、充実に向けた支援をします。

2、商店街活動の支援。消費者ニーズに対応した商品、サービスの提供を目指し、魅力ある商店街をつくるため、商店街活性化のための活動を支援します。

3、観光産業の育成。特産工芸品作者の後継者育成、支援を行い、農業者団体及び観光関連団体等と連携しながら、魅力ある名産、特産品開発の促進を図るとともに、九州国立博物館を機軸とした新たな産業の起業に向けて、関係機関や関係団体などに働きかけます。

4、事業資金融資制度の充実。中小起業家の経営安定を図るため、商工会、金融機関と連携を取りながら、事業資金融資制度の利用促進、充実を図りますと掲げられております。

この中で今回取り上げましたのは、1と2であります。商工会の活動を強化し、充実に向けた支援を行います。魅力ある商店街をつくるために商店街活性化のため、活動を支援しますとありますが、活動を支援されるのはもちろんでございますが、どのような支援をされるのか、1においては商工会の活動を強化し、充実に向けた支援を行いますと言われますが、現実には補助金がカットされております。補助金が多いから、少ないからといって支援の強化、充実とは直接は関係ありませんが、商工会活動についての支援、充実に向けてご努力をお願いしたいと思います。

私は、商工業の振興については政策の立案、例えば商工業者が仕事がしやすいような環境の整備、都市計画の中での用途地域の線引きなどにおいて、お店が出しやすいようにする等を行政が行い、商工会がその中で実際に事業をするものに対し指導、支援を行うものだと思います。商工業の振興は、行政と商工会が両輪となって初めて実が上がるものではないでしょうか。本市の場合を見ますと、行政からの政策的な指導はなく、また商工会からの具体的な要望、政策などの提言もないように見受けられます。また、現在行政と商工会とのそういった面での意見交換の場もなく、接触することもないようでございます。

先ほど言いましたように、商工業の振興は行政と商工会が両輪となって初めて機能するものであります。本市においては、両者の意思の疎通が欠けているようでございます。そのような点を踏まえてお尋ねいたします。

1、後期基本計画にある商工会への支援、商店街の活性化のための活動の支援について、具体的にどのような支援を考えておられるのかお尋ねします。

2、本市の市内の業者の優遇策はできないか。市の物品等の購入について、少額、例えば500万円以下とか、100万円以下とかは、市内の業者といっても本店のある業者に限るとか、入札において若干ポイントを優遇する等できないでしょうか。

3、企業の誘致政策は考えておられるのでしょうか。

4、政庁通りの南側への店舗の設置がしやすくなるような用途地域の見直しは、昨年6月の

議会で検討するとの回答がありましたが、その後どのような検討がなされたか、以上4点についてお伺いいたします。

次に、第2、第4土曜日の学校施設の開放廃止についてお伺いいたします。

3月号の市政だよりによりますと、4月より市内の7つの小学校の体育館及び運動場の開放を廃止するとありますが、ここは休日の子どもたちの遊び場として利用されているところであり、市長は、子育て支援の充実は本市の重要施策であると施政方針にも述べられておられます。現在子どもたちの遊ぶ環境については非常に厳しいものがございまして、子どもたちは、家に帰れば外へ出て遊ぶ場所が少なく、また近年の少子化から近所には遊び相手となる子どもも少なく、仕方なく少人数の友達と室内遊びをするのが中心であります。室内遊びとなれば現在はテレビゲームがほとんどです。テレビゲームの弊害はいろいろ言われておりますが、最近ではキレる子どもが多くなったと言われております。テレビゲームをする時間の長い子どもほどキレやすいと言われております。また、子どもが犠牲になる重大事件の容疑者も、テレビゲームやビデオを見る時間が非常に多いと聞きます。子どもは遊ぶことで社会性や創造性、自主性を身につけ、我慢したり、他人を思いやる心がはぐくまれていくものです。そのためには、大勢の子どもと一緒に遊ぶことが大事なのです。人数が多くなればサッカーをしたり、ドッチボールをしたり、長縄跳びをしたりすることができます。広い体育館や運動場でただ友達と走り回っている子どももいます。自由に伸び伸びと遊んでいる姿を見てください。

先ほども言いましたが、今子どもたちは家の近くで大人数が集まったり、遊べる場所がないのです。親子でキャッチボールやたこ揚げをしようにも適当な場所がありません。学校はそういうことのできる唯一の場所なのです。子どもからそのような場所を取り上げないでほしいのです。子どもたちは何も言いません。社会における一番の弱者なのです。そのような子どもを守り育てるのが社会の使命なのです。何かといえば、将来の日本を背負う子どもたちといいますが、それならそれらしく子どもたちの環境も考えてやるべきです。なのに、本市においては予算がないからといって、それも莫大な予算が要るわけではありません。ここを開放するのに幾らぐらいの予算が必要なんですか。市長は常々市民は真ん中と言われます。今度の施政方針では、市民一人ひとりが誇りと愛情を持ち、輝きを放つまちこそが来訪者にとっても光を見たい魅力のあるまちであると言われてますが、市民が真ん中、誇りと愛情のあるまちなら、このような子どもから遊び場を取り上げるような施策はできないはずでございまして。

また、平成18年度は、街灯、防犯等の整備についても予算がないので見送りにされると聞きます。12月議会において、安全・安心のまちづくり推進条例を制定したばかりで、この条例は「不安、脅威、危険を未然に防止し、市民が安全に、安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする」とされています。犯罪は暗いところで発生します。まちを明るくすることが防犯には最も威力を発揮するのです。このような防犯対策からも防犯灯の整備は優先されるべきであります。

それから、市内には狭い路地で側溝にふたのないところも多くあります。車を側溝に落とし

込みはしないだろうかと毎日心配して暮らしておられます。一日でも早く側溝のふたをしてあげるべきだと思います。市はお金がないの一点張りで、立場的に弱いところの人に、市民に痛みをといい、我慢を強いて、受益者負担の名のもとに負担の増大を求められておられます。大型事業もインフラ整備で大事でしょうが、市長がおっしゃるように市民が真ん中ならば、このようなところまで気配りをいただいてもよろしいのではないのでしょうか。予算70万円ほどで子どもの遊び場を確保することができるのです。子どもたちから遊び場を取り上げないでください。第2、第4土曜日の小学校の体育館、運動場の開放ができないものか、またいかなる目的で、理由で廃止をされたかお伺いいたします。

3番目に、まほろば号の高雄地区への運行についてお尋ねします。

今家の前・今王線の新設工事が進んでおります。3月末には竣工する予定ですが、地元の皆さんは、この道が開通すればまほろば号はすぐにも運行開始されるのではないかと期待されておられますが、この方面の運行開始についてお尋ねいたします。

再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（佐藤善郎） ただいま中林議員からの質問でございますが、まず1点目の商工会等の支援等につきましてご回答申し上げます。

各種事業実施におきましては、商工会担当役員と市の担当部課長等で連絡、調整、協議を行い、商工会の活動充実や空き店舗対策、特産品開発支援など、商工会と行政が連携、協力しながら取り組みを進めてきたところでございます。昨年の九州国立博物館開館記念イベントでは、市との協賛行事を多数開催するなど、国博ムードの盛り上げにも積極的にかかわっていただいております。

また、去る2月16日でございますが、商工会長及び役員の皆さんと私をはじめ、関係部課長の総勢27名によりまして懇談会を行い、様々な意見やアイデアを出し合い、情報交換を行ったところでありまして、今後はより一層強い協力体制をとってまいりたいと考えておるところでございます。

それから、九州国立博物館への来場者に対する宿泊施設などの企業誘致についてですが、後期基本計画に示しておりますように、商工会や観光協会などの関係機関や団体などと連携を密にしながら宿泊施設の誘致に努めてまいっております。

次に、4点目でございますが、政庁通りの南側の用途見直しについてでございますが、様々な角度から検討いたしました。史跡地にも隣接し、政庁通りの景観保全という観点からも、



また低層住宅の良好な環境を守る地域としておるところから、現段階での用途の変更は困難であるとの結論に達したところでございます。このことから、現在の用途であります第一種低層住居専用地域の規制範囲内の店舗の計画をお願いしたいと考えておるところでございます。

それから、本市の市内の業者の優遇策についてでございますが、物品の購入等につきましては、数種類の消耗品等をまとめて単価契約を結んでおり、単価契約を結んでいない物品などについては随意契約または競争入札により行っております。随意契約ができる範囲内にあります80万円以下の物品等の購入がほとんどでございますので、主に随意契約により購入いたしておるところでございます。業者の選定については、物品にもよりますが、市内業者から優先して選定を行っております。

ご質問の市内業者に対する優遇策につきましては、今後とも選考機会の優先化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

学校関係につきましては、教育委員会の方から答弁をさせます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 2点目の第2、第4土曜日の学校開放事業についてお答え申し上げます。

平成14年4月1日から、小学校、中学校においてはすべての土曜日を休業とする完全学校週5日制が導入されております。このことに伴いまして、第1、第3土曜日は家庭に返す日、第2、第4土曜日は午前9時から正午まで小学校の体育館、運動場を開放し、児童・生徒に遊び場として提供しているところです。しかし、現在では遊び場としての利用は少なく、一部の学校では体育館が学童保育所に利用されたり、またスポーツ少年団が練習会場として使う場合もございます。

遊び場を管理するため、各小学校に1名の指導員を配置し、遊び場を管理してまいりましたが、経営経費の割に効果が見込めないため、指導員の配置による開放事業を廃したいと考えております。

なお、開放を廃止しました体育館、運動場は、体育協会加盟のジュニア団体やアンビシャス広場団体に当面の間、無料開放といたしますので、ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） まほろば号の運行開始、私からご説明を申し上げます。

まほろば号の高雄地区への運行開始の時期でございますが、高雄地区へのまほろばの運行につきましては、高雄地区住民の皆さんの長い間の念願でございますが、本年3月末に家の前・今王線が完成いたしますことから、運行開始の期待がされておることは十分認識いたしております。

また、運行開始の時期につきましては、昨年の10月に実施いたしましたアンケート内容など

を十分精査し分析しながら、今後さらに慎重に検討してまいりたいと思います。できるだけ早く結論を出したいと考えておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 市長から答弁いただきまして、ありがとうございます。

第 1 問目の商工業の振興策についてでございますけども、まず 2 月 16 日に商工会と市の執行部との懇談会があったということは聞いております。この市の執行部と商工会の幹部の方々とのこういう意見交換会は、以前は年に 1 回か 2 回ほど行われていたそうでございますが、最近ここ三、四年はなかったと聞いております。こういう場においてですね、やはり市の執行部と商工会のそういう幹部の方々との懇談の中ですね、いろんな個々の具体的な政策じゃなくて、やはり意思の疎通をしっかりと、そして先ほど言いましたけども、商工業の振興としてですね、商工会と行政とが両輪となって大いに活性化されることが望ましいと思いますので、今後この懇談会については続けていかれるかどうか、お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 去る 2 月に行いました懇談会につきましては、今後も定期的に年に一、二回開催をするという約束をいたしております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） それでは、そういうことでよろしく願いしときます。

それから、2 番目の市の物品等の購入についてでございますけども、これは物品等と一応質問ではしておりますけども、いろんな債務契約があると思いますけども、この中でですね、やはり市内の業者を何とか指導、育成していくという点からですね、市のそういう債務負担行為については、ぜひ市内の業者を使っていたきたいということで、この中でですね、多分またお答えの中で出てくるかと思いますが、市内の業者は競争力がないということですね、これでなかなか市内業者を使えないというようなところもあるということは聞いておりますけども、そういう中でですね、やはり市内の業者をなるべく使うということで、市内の業者が入札等をした場合にですね、やはりそこに若干の優遇を見ていただけないだろうか。やはりこれは市内の業者が市の仕事をすれば、市のお金が市内に落ちます。そして、それが市内を循環してまいります。ただ、これが市外の業者になりますと、市外の業者はそのお金を持ったまま、もう市には返ってきません。そういうことですね、やはり市の活性化にもつながってまいりますので、そういう点から考えますと、若干の入札時点でのそういう金額が高いというだけじゃなくて、そこに市内の業者に対しては、めちゃくちゃ高いやつはだめですけども、やはりそこら辺を少し考えていただけないかと思っておりますけど、この点についてはいかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 同感でございます。私どもも市内の業者の入札機会をまず与えないことには仕事とれないということですので、随意契約にしてもやっぱり市内の業者をできるだけ

選んで、入札に参加させていただいております。しかし、余り優遇をするという話になりますとね、例えば私たちは市内の業者が反対に市外にでも行って仕事をとってくると、そういう実力をつけて、よく言えば日本一の会社をつかってほしい、そこまでやはり思いは強うございます。ですから、ある程度競争もかち取りながら、そしてだんだん大きくなっていくと、そういうことで考えておりますので、機会は十分に与えたいと思います。しかし、高くてもとるということじゃなくて、その競争に自分で研さんをして努力をして仕事をとる、そして大きくなっていく、そういう期待を込めながら機会を与えて、大きく成長してほしいなど、そういう見守りながら指名をしているつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） おっしゃることはよくわかりますけども、そこまでまだ市内の業者が力をつけていないんですね、これはもう卵が先か鶏が先かの論争になってくると思ひますけども、やはりそういう力をつけるためにも、やっぱり仕事を少しでも余計に市内の業者の方に回していただくというふうなことで、やはりこれ以上論議しましても卵と鶏の話でございますので、結論が出ませんので、これからはそういう市内の業者を、やはり優遇していただくように。

それから、これは入札制度にも若干かかわってきますけども、今本市では指名入札制度をとっておられるということで、その指名入札制度の中に市内の業者さんは必ず入れているということでございますけども、その市内の業者さんをもう少し増やすとかですね、それともう一つは、やはり市内の業者さんは力がまだそこまでいってない業者さんもたくさんおられますので、そこで納入組合とか、いわゆるベンチャー企業とかですね、そういう形でやれるような方向ですね、これも市の方から指導ができるかどうかわかりませんが、やはりそういう実務面については商工会の方がやると思ひますけども、その点について市の方でも若干そういう考え方とか指導とか、そういうことができないかと思ひますけども、これは要望としておきます。

それから、企業誘致については、後期基本計画の中に宿泊施設の誘致については明記されておりますけども、やはりそのほかにもですね、まだ本市は市域が狭く、そして史跡地が多いということで、企業誘致については非常に消極的な面があるかと思ひますけども、やはり本市じゃないとできないというような、そういう企業の誘致もできるんじゃないかと思ひます。

1 つはですね、本市は試掘の発掘調査をずっと続けております。そうしたら、この中で試掘の発掘調査をされる作業員の方々、この方々はですね、聞くところによりますと、そんなに素人ではできないそうでございます。それで、やはりある程度の経験、年数が要ということ、そういう方々がたくさんおられますので、そういう方々をまとめるといひますか、そういう方々を基礎にして、そういう試掘発掘の調査会社とかですね、そういうものを誘致するなり、本市で立ち上げるなりして、本市が培った発掘調査の技術をよその地域に持って行って、それを利用していただくというふうな方策もひとつ考えていただけるんじゃないかと思ひます。

けど、この点考えていただけますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 中林議員さんがご提案をなさっています内容については、市の方も同感でございますので、そうした部分も含めながら、今後企業誘致、観光施設誘致に努力をしてまいりたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） そういうことで、何とかですね、本市の商工振興ができますようにご検討をお願いします。

それから、4 番目の政庁通りの南側についての用途の見直しは、ちょっと今のところでは検討できないということでご返事がございましたけども、先ほど市長のご回答の中にですね、第一種低層住居専用地域の中でも店舗ができるような方策がないかということで、これは検討するというございますので、やはりそういうことについてですね、今どうしても第一種低層住居専用地域の場合は住居兼店舗じゃないとできないということでございますので、これがですね、そういう条件がなしで第一種低層住居専用地域、あの地域に店舗だけができるというような方策ができれば、それでもいいかと思っておりますので、これについては、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

これで1 問目の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 引き続き2 項めの。

5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 2 問目ですけども、やはり今教育長の方からご回答ありましたが、利用する人が少ないから、それで指導員を配置しておかなければいけないので、その費用がもったいないんで今回は取りやめたということでございますけども、その中で体育協会参加の運動団体、それからアンビシャスに対するご配慮はいただいておりますけども、これに対しては本当にありがとうございます。

ただ、やっぱり子どもたちはですね、そういう手続とかなんとかなくて、やはり遊びに行きたい、遊びたいというところで、たくさん出てきております。学校によっては利用者が少ないかもしれませんが、やはり利用したいときに利用できる場所が要るということで、やはりこれは学校をあけていただいたいということですね、そうじゃないと一々子どもたちが遊びたいからといって1 週間も2 週間も前から手続して遊びに行く子どもはおりません。子どもたちは、そのときそのときの気持ちで動きますので、さあ、そんなら今日は友達が二、三人寄ったから学校行ってサッカーでもしようかと。ただ先ほどもちょっと言いましたけども、子どもたちはただ走り回ってるだけで、それで楽しいんです。その走り回る場所がないんです。ですから、そういう場所があるのはやはり学校なんですね。学校のグラウンド、体育館なんですね。体育館だと雨降りでも遊べます。やはりこういうことから、利用する人が少ないからといっても利用する人もいるんですね。ですから、こういうことについては、やはり教育委員会の

方でも学校では第2、第4土曜日は遊べるんだよということをもっと周知徹底していただいて、やはり子どもたちが自由に遊べるように、健康な子どもたちが育つように方策をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 第2、第4土曜日の遊び場開放事業につきましては、今中林議員からご提言がありましたように努めていきたいと思いますが、体育館、運動場で遊ぶときに、けがとか事故、これが一番心配されるわけでありますので、責任者のもとにですね、使われる分については大いに開放していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 子どもたちは、先ほども言いましたけども自分が遊びたいときに遊びに行くんで、そこに必ず父兄がついていくとか、そういう保護者がいるとか、それから責任者がいるとか、そういうのは非常に難しいと思います。

それで、先ほども言いましたけども、聞くところによりますと、管理費としては58万円ほどで済むそうでございますから、この58万円をですね、何とか子どもたちのために、どっか予算をつくっていただいて、何とか開放できるように、この金額も何百万円も要るわけじゃないんですね、58万円でもいいんですね。何とかそこら辺、検討していただけないでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先ほど非常に人数が少ないという話をいたしました。例えば平成17年4月1日から1月まで、大体10か月ぐらいございますので、20回ぐらいあるわけですが、例えば太宰府小学校の運動場の使用者が合計して29人と、そのほかのところも多くて40人ぐらい、先ほど言いましたように団体が使っているところは違います。そういうふうな状況でございますのでですね、それから先ほど部長も言いましたように、けがとか事故のこと、それから昨今の状況等々を考えますとですね、やはり管理者がおらないと、自分たちだけというのは難しいというふうに判断したわけでございます。それだけと言いながらも、それだけの施設がありますので、そういう責任者がついてあるところに活用していただくというふうに考えたわけでございますので、確かに理想としては遊べるときにわあっと行って遊んで、またぱっと引き揚げられるという、そういうふうな状況に早くならねばならないと思っております。やはり現実的な対応も必要かなと思っておりますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 子どもたちのことについては最近地域でも非常に関心が高まっております。老人会等でも子どもたちの学校の登下校、それから地域での遊びなんかについても見守りをしようという機運が高まっておりますので、やはりいわゆるNHKあたりでも「ご近所の底力」とかということですね、地域のコミュニティ、地域のやはりそういう団結力といいますか、そういうことについては最近機運が非常に盛り上がってきておりますので、今

後はもっと子どもたちが遊べる環境が増えてくると思いますので、この件については、ぜひ早いうちに、またもとのように子どもたちが自由に使えるような環境にしていだきたいと思えます。これは要望としておきます。

次に、まほろば号についてでございますけども、まだアンケートの分析を行っているということでございます。それから、運行するかどうかについて検討するということでございますけども、これは以前から市の方は運行するというので、お話は聞いておりますけども、するとかせんとかということから検討されるというようなことじゃなくて、するということで私たちは大体理解しておりますけども、これについてどういうお考えなのか、お伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） この高雄地区へのコミュニティバス、まほろば号の運行につきましては、今現在、市長の方が先ほど申しましたように、アンケートの分析を今やっております。

今現在、詰めをやっておりますのは、西鉄の路線バスと競合する地域がございます。つまり、青山地区に星ヶ丘線という西鉄の路線バスが入っているわけですが、その部分、その地域を通るのか通らないのか、通るとすればどのようなコースを走るのかというのが今現在西鉄との協議の中身になっております。これが一つで、あと一つは、確かにアンケート調査をいたしまして今集計をやっておりますが、中間報告として、そのアンケートの内容からして、果たして乗ってくれるかなという不安もございます。と申しますのが、たまたま私もこのコミュニティバスを平成8年の運行開始するかしないかという検討の時期から担当をさせてもらっているんですけども、その過程の中で今現在、大佐野地区、吉松、あるいは水城、国分含めて、北谷、内山、都府楼と、ずっと年次計画でやっておりましたけども、その過程の中でもやはり地域の方から要望書なり陳情書をいただいて、必ず乗るから通してくれという言葉は確かにありました。しかし、それを現在分析しますと、やはり一部ではほとんど乗っていただけない、利用されていないという地域もございますので、そういう不安もございます。

今回、新年度予算で7,000万円の予算を上げさせていただいておりますけども、昨年から減額をした理由と申しますのは、先日から申し上げてますとおり、もう一度原点に戻って、経営感覚でこのバスが果たして市がどこまで市民の要望に対応できるのかということの分析をしながら再検討を行おうという部分もございますので、この時期に今すぐ何月に運行を開始しますという約束ができないのがその理由の大きな一つでございますので、私どもも、もう一度そういうふうな分析を様々な情報を集めながら努力をしてみたいと思いますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） どれだけ乗っていただけるかわからないので、ちょっと検討すると。言われますように、西鉄のバスが西鉄二日市駅から五条駅まで梅香苑、それから星ヶ丘、青山の中を通過して運行されております。これは、確かに一つの調整課題だと思います。それから、部長の方が今経営感覚でやっていきたいということでおっしゃられましたけども、経営感覚でや

るといふことで、そうしたら今のほかの路線についてはどういふふうなことで考えられておるのか。それと、ここの高雄地区においては、そうしたらどのくらいの方々が乗られれば通していただけるのか、そこら辺ですね。それと、まほろば号の運行目的自体がですね、やはり市のいわゆるこの市役所、それから体育センター、それから老人センターと福祉センター等ぐらゐの利便性を考えて、やはりここに来る人たちの利便性を考えてやるということ、これは以前から言っておりますけども、高雄地区はこの市役所へ来るためには西鉄の路線バスが走っていない地域においては、二日市経由で本当に片道それこそ1,000円くらいかかって来られるんですね。やはりそれを考えた場合には、どうしてもやはりまほろば号の運行目的からしますと、ぜひこれは通していただきたいということで、これはまほろば号の目的の一つであると思っておりますけども。

それと、先ほどアンケートの中で、どれだけ乗っていただけるか不安であるということをおっしゃいますけども、これにつきましては、ただ乗るか乗らないかということですね、コースも決まっていなゐ、何にも決まっていなゐ中で、ただまほろば号が来たら乗りますかと、そうしたら乗ったらどこへ行けるのかと、そして乗ったらどこをどうやって回っていくのかと、そういうこともわからなゐ中でですね、ただ乗りますか乗りませぬかと言ってですね、ただそれこそ西鉄大牟田線に、あなたは乗りますか乗りませぬかということですね、そうしたら天神に行くときは乗られるでしょうけども、太宰府市役所に来るときは乗られないと思うんですね。やはりそういう目的も何もわからなゐままアンケートを出してですね、やはりこれについてはある程度の路線を3路線なら3路線、こゝういふ路線を考えていますと、そうしたらAコース、Bコース、Cコースと、そうしたらAコースだったら乗ります、Cコースだったら乗りますと、Bコースだったら乗りませぬと、そういうふうな判断ができるんですけども、そのような中途半端なアンケートのもとにですね、それでも乗るといふ方が60%近くおられるんですから、やはりほかの路線とその効率を考えた場合に、やはりある程度の数字はよその路線と余り変わらないぐらゐの数字が出ていると思っておりますけども、そこら辺の判断はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 他の路線の検討というのがまず1点だったと思っておりますが、現在大きく言えば4つのコースがあるわけですけども、特にある地区につきましては1便当たり1人が2人しか乗っていないコースが現実にはござゐます。これを果たしてこのまま続けるかというのが一つの問題になりますので、もう既にその路線に該当する地区の区長さんあたりを通して、なぜ乗らないのか、どうしたら乗るのかと、あわよくば廃止も考えますということをお伝えをいたしておりますので、もう既に地域の方と一緒に話し合いといたしましうか、検討に入っているものといふふうにおもいます。

先ほども市長が申しましたように、やはり市がバスをただ走らせるだけではなくて、走っている地域の方から、市民の方からですね、いわゆる育てる意識もやっぱりぜひ必要だろうと、利用しようといふ一つの雰囲気づくりもぜひお願いをしたいといふのが一つでございます。

それから、何人乗れば運行するのかという問題ですけども、これもご承知のとおりこのバス、まほろば号は現在座席が18座席あります。立って乗れば44人で満員になるわけですけども、今現在毎月の集計を見ても、1日1便当たり、1日平均13人なんです。この13人がここ四、五年ずっと続いておまして、なかなか伸びないというのも現実にあります。だから、これらも含めてやはりもう一度、なぜ伸びないのかということも含めて今検討いたしておまして、これはアンケート調査からも一つ判断をしているんですけども、アンケート調査をやりましたけども、実際全対象世帯数の約6割弱の方からアンケートを出していただきました。そして、その全体の6割の方のさらに50%ぐらいが乗りますという判断なんです。しかも、その50%の中には毎日乗るというのはわずかな方で、中には1週間に1回乗りますとか1か月に1回乗りますというのを合わせて50%ぐらいが利用しますというふうな状況なんです。

確かに、中林議員さんをご指摘のコースも決まらずに乗るか乗らんかの判断はおかしいんじゃないかということもありますけども、やはり私どもも過去の経験から調査、いわゆる市場調査も市民の声も段階的に調査をやるというふうに思っているわけなんです。まず、バスが通れば乗るか乗らないかがまず第1段階で、そういう雰囲気が大体わかれば、じゃあコースはこういうふうにつくったらどうかと。これも、もし市の方から直接このコースをこうしますじゃなくて、市民の方からこのコースに回ってほしいと、ここを通過してほしいという意見を最大限に尊重したいという思いもありますので、もうしばらくそういう事情もありますので時間をいただいて、しっかりと私どもも市場調査をしながら判断をしたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） なかなか進みませんが、今、日に13人、それから地元の方からも乗ることについて雰囲気を盛り上げてくれということでございますけども、これについてはやはり地元では、もう通るということで、前提にですね、もう皆さんもじっとお待ちになっとるわけですね。それについて、もう余りやんや言うてもですね、あれでしょうからということで、大体高雄地区は紳士の方が多いんですね、やはりそういうことで余り騒がずに市の方の対応を待ってこうというようなことであります。それで、私も地元の区長さん等ともお話ししておりますけど、そうしたら何かそういう運動をすればいいのかということで、そうしたら要望書を出すなり、それから署名運動をすりゃあいいのかというような話も出ております。そういうことでですね、地元の方も運行については非常に協力的に乗るようにするというので、それと先ほど毎日乗るかということにつきましては、やはりこれはですね、この高雄地区からこの市役所周辺へ通勤通学をされてる方はほとんどおられませんが、これは毎日乗られるというのはちょっと難しいかなと。その中でも毎日乗られるという方がアンケートの中には若干出ていると思います。

それともう一つですね、アンケートの中に入っていない要素が1つあります。これは、太宰府高校がございまして、やはり太宰府高校の通学の生徒たちがですね、今西鉄のバスで通学している生徒が相当おるはずなんです。これについて調査されているかと思いますが、その中で



すね、やはり運賃差が出てまいります。まほろば号だと現在100円、それから西鉄バスだと180円かかります。これはだれがどう考えても往復だと160円の差が出てきます。だれがどう考えても100円のバスに乗ると思います。ですから、ここら辺もその乗客数の中に織り込んでいただいて、やはりその分がですね、仮に太宰府高校の生徒が1日に100人あるということであれば、この子たちが往復しますので200人になります。そうすると、200人で日に10便運行しようということであれば、これをならしますと1便10人当たりの人数が増えるということになります。そういうことですね、やはりそこの地域の特性というのも考えていただきたいと思います。

そういうことで早く通すということで結論を出していただいて、その中で住民に乗りましよう運動とか、そういう機運の盛り上げをするというようなことについては、しっかり私たちの方も運動していきたいと思いますので、早くですね、通るということだけですね、まだ時期、いつ通すというのは、まだ西鉄の関係、それからいろんな手続関係がありますのでわからないと思いますけども、ただ通すか通さないか、それだけですね、ご返事をいただきたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 十分検討した上で、その決定次第、ご連絡をしたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そしたらですね、もうこれで最後にしますけども、十分検討していただいて、なるべく早く開通していただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の個人質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の個人質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、通告どおり3点について質問をさせていただきます。

初めに、子育て支援の充実の中で、今議会の質問の中でも多くの議員の皆さんから子育て支援についてはありましたが、今回につきましては小学校、保育園の待機児童の問題がどうなっているのか、また今後の対策はどうなっているのかについてお伺いをいたします。

次に、筑紫地区4市1町の各首長さんにあてて、社団法人福岡県精神障害者福祉連合会及び筑紫地区精神障害者家族会五筑会より、障害者自立支援法施行に当たっての緊急要望が5点にわたり提出されていると思います。

5点の大きな項目だけ紹介しますが、精神障害者に対する相談支援、障害福祉計画策定等に関する要望、2点目が障害程度区分認定等に関する要望、3番目が新事業体系への移行に関する要望、4点目が社会的入院の解消、地域生活基盤の整備に関する要望、5点目がその他精神

障害者に対する差別撤廃等に関する要望、この5点にわたり市長に提出されていると思いますが、どのように対処されるか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、昨年の12月議会でも質問をいたしました違反広告物の撤去の方法について、私は12月の議会の折に2つの調査と1つの提案をさせていただきまして、調査をしていただくようお願いをしておりましたので、先回の議会においてはそこまで時間がなくて詳しくできなかった部分を今回再びさせていただこうと思ひまして、一般質問をさせていただきました。今依頼した件がどうなったのかについて、まずはお尋ねをしたいと思います。

以上3点、質問も簡略でございますので、回答も簡略をお願いしておきたいというふうに思います。

再質問につきましては自席で行います。

以上です。

議長（村山弘行議員） ここで午後1時まで休憩に入ります。

休憩 午前11時54分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 保育園の待機児童の実態、ゼロ作戦についてお答えいたします。

認可保育所の平成18年度当初見込みとしての待機児童は、3月1日現在で37人であり、今後同数程度で推移していくものと考えております。待機児童ゼロ作戦の対応といたしましては、平成12年度当時560人ございました入所定員を、平成13年度市立保育園の増築により30人の増、平成15年度には市立保育園の新設と定員増により120人の増、平成17年度市立2か所の保育所の定員増により40人の増を行い750人になりましたが、定員増を実施することにより一時的に減少いたしましても、すぐに待機児童が増えているのが現状でございます。

平成17年3月に策定いたしました太宰府市次世代育成支援対策行動計画に認可保育所の定員拡大を目標として掲げており、今後も市立保育園及び県と協議を行いながら、受け入れ児童の増に努めてまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 引き続きまして、私の方からお答えをさせていただきます。

本市には、7学童保育所がございますが、待機児童解消のため、指導員の増員や施設整備の充実に努めてまいったところです。現在、条例に言う1年生から3年生には入所できる範囲内の希望者数ですが、4年生、6年生につきましては一部定員をオーバーしている状況でございます。これ以上入所者を増やすには、現状施設の整備等や指導員の増員などが必要となってまいります。今後、施設整備の拡充などを含めまして、その努力に努めてまいりたいと考えてい

るところです。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 次に、障害者対策について私の方からご回答申し上げます。

本年2月に筑紫地区4市1町の各首長あてに社団法人福岡県精神障害者福祉連合会会長及び筑紫地区精神障害者家族会五筑会会長の連名によりまして、5項目17件にわたりましての障害者自立支援法の施行に当たっての緊急要望書をいただいております。

その内容でございますが、市単独で行うものや筑紫地区全域で行うもの、また国や県に対しまして要望を行うもの等で構成されているものでございまして、現在障害者自立支援法の施行に当たりまして、一部4月1日から、そのほかは10月1日からの全面施行に向けまして、鋭意準備を進めているところでございます。

しかし、国からの具体的な方向性はまだすべてが明確に示されていないのが現状でございます。このことから、ご要望のことにつきましては真摯に受けとめまして、いずれも4市1町で今後十分に検討させていただきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 違反広告物撤去の方法のことについてご回答申し上げます。

現況につきましては、昨年の12月議会でもご説明させていただきましたように、道路上に設置されました張り紙、それから張り札、立て看板等の違反広告につきましては、週に1回業者に委託し、撤去をしております。除去件数にして申しますと、毎年1万件を超えているところでございまして、一定の効果、そういうものがあると思っております。このように撤去いたしておりますが、すぐに新たに違反広告物が設置される現状から、行政のみの対応では限界があるのが実情でございます。

そこで、先ほど提案されておりました、12月に提案されておりました件につきましては、神戸市のはがし隊のこと、それから岡山の有料化のことだろうと思っております。神戸市のはがし隊のことにつきましては、今県内外も含めまして違反広告物に取り組んでおられる先進地の情報を集めているところでございまして、本市の要綱とも照らし合わせまして、現実なものを検討しているところでございます。岡山の有料化につきましては、これは推測ですけど原状復旧に要した費用をその設置したところに請求している費用だと、そういうことを思いますが、これにつきましては正直言ってまだ取り組み切れておらないのが現状でございます。

さきの12月議会で、太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例が制定されたことに伴いまして、具体的に行動できる条例等、そういうものを検討しておりますことから、そういうことと一緒に連携できないかどうか、今研究を行っておりますところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それでは、1項目めについて再質問をさせていただきます。

この児童の支援といいますか、子育て支援というのが市長の施政方針の中でも本市の重要課題であるというふうにとらえられて示されておりますが、今国におきまして、特に子育て支援ということは、今回児童手当が小学校3年から6年まで拡充になりましたし、出産育児の一時金が30万円から35万円、またこれは国での話ですから太宰府での話ではありませんが、放課後児童クラブの増とか受け入れ人数の増とか、医療に対してもそうですが不妊治療の助成を2年間から5年間にするとか、それからまた育英奨学金の人数枠の拡大、こういったことに取り組みながら、この問題、子育て支援策がいろいろと前に進んでいるのが現状でありますし、市におきましてですね、学童保育の問題にしても、今お話しになりました、回答をいただきました保育所の待機児童の問題も随分ご努力をいただいて、ゼロに近いところまでですね、持ってきてあるということは十二分に承知の上でこの質問はさせていただいておりますので、まずはその件についてはご了承いただきたいと思いますが、しかしながら、まず学童保育の方でお話をしますけども、順番からいけば保育園になるとは思います、預けられる人と、人数は少なくとも預けられない人がいるというのは、やはり公平ではないというふうに私は理解するわけですね。太宰府に行ったけども、あそこの家庭は預けられるけども、待機児童がやっぱり出るということは、どなたかがそういう預けられない状況になってきているわけですから、努力は努力として認めながら、そういったものが何とか解消できないのかということですね、そういう思いで今おります。

出していただきました資料からしますと、これ保育園も一緒ですけども、学童保育からいきますと、水城学童保育所が8名、水城西学童保育所が7名、太宰府学童保育所が3名の待機児童の見込みになっておって、計で約18名という数字が出ておりますし、保育園からいたしましても一番多いのがおおざの保育園で14名、次が水城保育園で9名、その次に筑紫保育園が8名、それから都府楼保育園が3名、五条保育所が2名、それから保育所太宰府園が1名という現状で37名という数字をいただきましたし、これからいきますと、やはりまちの今の人口増の問題からいたしましても、水城、水城西、ここをどうするのかなというですね、この状況が延々とずっと続くかどうかというのは我々もわかりませんが、現状当分の間はやはりここが一番の問題になるであろうと。今後のまちづくりの観点からしましても、何とかこの地区のこういった学童保育所、また保育園のですね、保育所の待機児童をゼロにする方策はやはり考えていただいた方がですね、いいのではないかとこのように思っています。

この件につきましては、市長の施政方針の中でですね、次代の担い手となる子どもを地域の一員として心身ともに云々というところがありまして、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を少しでも軽減していくための支援が求められていますと。児童手当の拡充など、国の動きに呼応して、子どもを安心して生み育てることができる環境を、また子育ての楽しみや喜びを感じながら働き続けることができる環境を整えてまいりますというふうに重要施策の中でうたっております。この問題、今日取り上げた問題だけがすべてではないということはわかっておりますし、これはその中の一部でしかないと思いますが、先ほどの教育長の回答からいきま

すと、どうも学童保育にとっては施設の問題と指導員さんの拡充の問題が一番のネックになると。場所の問題というよりは人件費の問題になるんですかね。これは教育長、学童保育の場合ですね、これを解消するには何名ほど、1名でよろしいんですかね、指導員を増やすとすれば。ちょっとその点を確認しておきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） ただいま水城小学校、水城西小学校区での学童の問題が、不公平感があるよというご指摘でございます。

施設につきましては、平成16年度に水城小学校校舎の1部屋を使って学童保育所としております。水城西小学校も2教室を改造して学童保育所に充てております。そういうことから、あとは問題は先ほど言われました指導員になろうかと思いますが、各学童で、それぞれの学童保育所で1名の指導員の増になろうかと思えます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今いただいている待機児童の見込みがあるわけですが、ここでゼロというところがありますよね。ここは別に余るわけではないでしょうけども、そこらあたりのやりくりといたしますか、7小学校の学童保育の中で人員のそういった手だてといたしますか、そういうことの可能性はもう今のところ全くないと思った方がいいんですかね。要するに、増えるところもあれば減るところもあるのかなと。減るところがなければ、もう今のところがぎりぎりいっぱいのところであれば、もう太宰府学童保育を入れて3名の増をしないといけないというのはよくわかるんですが、そこらあたりもう一遍、ちょっと確認だけ。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 定員に対して応募者が上回っていない学童保育所については、それでもぎりぎりの応募がっておりますので、指導員を減らすというわけにはまいりません。3学童になりますと、指導員を3名増やさざるを得ないということになります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） わかりました。

それと、先ほど教育長の回答の中で、1年から3年は今のところ平成18年度の見込みでは充足できますと。ただ、4年から6年ということがありました。

あと一点だけ、ちょっと相談を受けた部分でお伺いだけしときますが、中には障害を持った子どもさんがいると思うんですね。そういった場合の受け入れの体制の中で、障害者だから云々ということがあるのかないのか。そういう心配を持っておられる方もいらっしゃいますので、その点はちょっと確認だけしておきたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 学童への障害児の受け入れはどうかということですが、設置条例によりますと、1年生から3年生まで保育に欠ける児童であれば、受け入れるということになっておりますので、障害を持ったお子さんの保育に、特に1人指導員がつかないやならんと

というような状況でなければ、受け入れは可能というふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ですから、1年から3年じゃなくて、4年以降のことなんです。ですから、学校ではちゃんとその学校に行ってるわけですから、私は指導員さんで十分いけると思うけども、そこらあたりの実情は一人ひとり違うでしょうからね、わかりませんが、ですから基本的に障害者だからというですね、そういうことがあるので受け入れてもらえないのではないかと親御さんのやっぱり心配があるわけなんです。だから、その点はないならないというふうに言っていたらいいわけですが、ちょっと再確認していいですか、その点だけ。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 入所希望の4年生から6年生が23名、受け入れができない状況でございますけれども、その中に障害者がおられても、その枠の中に入ればそういうことはないと思います。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今二十何名って言われました、4年から6年が。

（教育部長松永栄人「23名です。事前の資料が違いますので、こちらは3月13日現在で見えております」と呼ぶ）

あ、そうですか。それは、何……

（教育部長松永栄人「資料が3月6日現在になっておりますけども」と呼ぶ）

わかりました。

それで、市長にお伺いしたいんですが、何とかこの厳しい時代ですから、1名指導員を増やすというのは大変だと思いますけれども、やっぱりこの子どもたち、お父さんたち、今共働きも多いですし、また特に母親だけ、父親だけという家庭もですね、かなりやっぱり昔に比べたら数が多いというふうに認識を私はしております。それで、人数は少なくても予算の方がかかるかもわかりませんが、この教育という部分に、特に子育てという部分にですね、何とか予算をですね、回せるようなことができないのか。我々はそういう予算の増えることばかり言うかもわかりませんが、何とかこの学童保育の部分でですね、ぜひ公平さを保っていただきたいというふうに思いますので、その点、今後の方針についてですね、お聞かせいただければと思いますけども。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 子育て支援の充実につきましては、さきの代表質問でもお答えしたところでございます。子育て支援センターの新設等と内容の充実、また国における子育て支援のためのいろいろの措置につきましては、全般的に重要課題と受けとめております。

本市におきましても、子育て支援につきましては、いろいろな形で今後努力すべきと思っ

おります。ご指摘のような待機児童の縮減につきましては、担当課いろいろ協議して、できるだけ待機児童の縮減につきましては努力してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） その点、ぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

市立の、清水議員の代表質問の中にもありましたけども、全国的にもいろんな方策がですね、今からとられると思えますので、その点も含んだ中でこういった待機児童ができるだけなくなるような方向で進んでいただきたいというふうに思えますので、ぜひぜひお願いをしたいと思えます。

じゃ、1項目めは終わって2項目めに行きます。

市長からご回答をいただきました。特にこの障害者の中でも、いわゆる精神障害者と言われる皆さんの手だてがですね、前から言ってますように私は一番遅れてるというふうに思えますし、いろんな特に精神障害者の方だけではありませんけども、やはりご家族の方のいろんな思いを考えるとですね、ぜひ前向きな形で4市1町、なかなか難しい点もあるかもわかりませんが、ぜひこの要望書を取り扱っていただいて、前進をしていただくようにですね、これは要望をいたしておきますので、ぜひぜひお願いをしたいと思えます。

3点目ですけども、先ほどの一つは神戸市のはがし隊のことで、ぜひ調べていただきたいということで、今回質問をさせていただきました。これは別に一般質問で云々というよりは、予算委員会でやってもいいんですけども、前回の一般質問の中でしてありましたのでさせていただきましたけども、もう一遍ちょっとはがし隊のことだけで結構ですからご回答いただけませんか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 神戸市のはがし隊ということで前回ご提案いただいておりました。また、資料もいただいてありがとうございます。

私どもが今検討いたしておりますのは、先ほど言いました内外の情報で、近隣では宗像市とかそういうところも実際やっております。内容を調べてみますと、市の要項にもご承知のとおりそういう位置づけの要綱があるわけがございますけども、その中身等について、そう変わりがないような気がします。グループ制であるとか、登録制であるとか、活動する範囲を知らせて行動に移るとか、そういう部分は共通でございます。

それで、神戸市のことについて、即効性といいますか、そういうものが本当にすぐさまできるのかどうか、そこら辺はまだちょっと問い合わせし切っておりませんが、そこいら辺が課題かなと、そういうふうにちょっととらえておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） この問題はですね、もういろんな方の協力、またもちろん業者の方の協力もあって、他市に比べたら非常に少ない、もうよくなってきているというふうに私は思い

ますし、何でそのはがし隊のことを言うかということ、その中でも一部のやはり業者がですね、違反をすると。やっぱりこれを見逃すということは、協力をしてくださっている業者の人に対して申しわけがないなというふうに思うわけですね。そういう意味から、はがし隊のことを。要するに私が一番言いたいのは、前もってそういう市から許可を得た人がいつ、どこでも違反広告物の撤去がすぐにできると、そしてそれを市役所に持ってこなくても処分ができるということが一番大きな違いだろうというふうに思います。それが神戸市でできてこっちでできないのかなというのがですね、要するに条例の違いがあってそれができないのか。必ずそれを市の方が把握をしないとイケないのかという問題ですね。勝手に処分するわけですから、市は把握はできませんよね。それは書類でこういうものを云々ということを出してもらえばわかるでしょうけど、しかし市は今市の方で預かって、それは業者が取りに来れば返すという方法ですよ。しかし、これでいくとその方法はとらないわけですね。業者に返すということはないんですよ、多分。もうそこで処分できるわけですから。そこが一番の大きな違いだろうというふうに思いますので、それが可能なのか、今の条例ではできないのかということですね、ここが一番の問題だろうというふうに認識をしております。本当はそこを調べていただきたかったんですけども、そういうことが許可をした人が勝手にいろんなことをしてもらったら困るという部分は確かにあるかもわかりませんが、それは月々でもいろんな中で培っていけばですね、私はそういう使命感がある人がおればできそうな気がするわけです。ですから、その点ができるかどうか、もう一遍この神戸市のはがし隊の件については別にもう一般質問はしませんので、ぜひ調べていただきたいと。もう一遍調査をして、うちの条例でできるかどうかということをするね、確認をしていただきたいと思いますが、いかがでございましょう。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） そのところを調査いたします。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 先ほど出ました岡山の件につきましては、またその有料化の問題ですから、ちょっと違ったところも、これは新しく本当につくらないとできないでしょうから駄目だと思いますが、そういった方向でとにかくゼロに近いといいますか、見ておりましたら、住宅会社なんかで土曜日に出して、その日曜日のお客さんが来る道案内に出して、その日のうちに自分ところで処分をして持ち帰るところもあるわけですね。そこまで厳密にやらなきゃいかんかどうかというのはですね、わかりませんが、しかし観光で来る人も土、日が多いわけですね。ですから、そこは再度兼ね合いがどうなのかなというのもいろいろ意見の分かれるところではあると思うんですけども、わかっておっても平気でするところも業者の中であるみたいですからですね。そういったところは本当に先ほども言いましたように、それを守ってくださる業者の方に逆に言うと申しわけないなと。決して逆戻りがですね、ないように、国博のあるまちづくりという中で太宰府はこういうことをしているということを話を進めていけば、納得いただけるのではないかとこのように思いますので、できたら早目に調べて、予算委

員会の中でもですね、調べていただければ、私はいいと思うんですけども。というのは、やはり今、週に一回シルバー人材センターに依頼をしているわけで、できればこれは依頼せんでもいいような形になれるのが私は一番いいのではないかというふうに思っておりますので、ここまで質問するわけなんですよね。予算が厳しい折にですね、我々の手でそういうものができれば、ボランティアの手でそれができるのであれば、必ずしもそれを業者に頼まなくてもいいというですね、そういう考え方を持っておりますので、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。まちをきれいにするのと、そういう予算の面からも、そんな大きい予算ではないというのはわかっておりますけども、ただ一つ一つをそうやって精査していくというのが大事だろうというふうに思いますので、これは別に市長の方には返事求めませんので、ぜひ部長、よろしくお願ひしときたいと思います。

以上で終わります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の個人質問は終わりました。

次に、12番小柳道枝議員の個人質問を許可します。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2項目にわたりお尋ねいたします。

まず初めに、市民と行政による協働のまちづくりについてお伺いいたします。

市長は、市民と行政による協働のまちづくりを進める中で、「21世紀・人が輝く太宰府のまちづくり」を掲げられ、地域住民による地域のための地域づくりのため、地域コミュニティ推進事業の活性化を図るべく、昨年12月安全・安心のまちづくり推進条例を制定するなど、地域に密着した組織づくりや小学校単位の活動組織としての協議会設立などに取り組みられております。しかし、市民にとっては、その地域コミュニティの内容がどのように展開されていくのか理解出来ない状況にあるように思われます。現在各行政区においては、それぞれの地域性に合わせ、PTA、子ども会役員、地域住民が子どもたちの登下校時の「見守り隊」、散歩途中の「ついで隊」、また時折お見かけするごみを拾っておられる市民の方々など、様々なボランティア団体の活動や、行政区を中心に自治会活動がなされております。所管においては、この現状をどのように把握され、それぞれの地域との協働のまちづくりと地域コミュニティ推進をどのように図っていかれるのか、次の2点についてお伺いいたします。

1点目は、地域コミュニティ推進の基本的考えと具体的計画についてお答えください。

青少年健全育成、福祉、子育て、環境など、ボランティア団体は様々であり、それぞれの団体が活発に活動されております。また、市内で活動されているボランティア団体は数多く、その所管においても行政内の各課にまたがっております。本年4月よりいきいき情報センター内に設置されているボランティア促進室がNPOボランティア支援センターと新しく衣がえをされることから、ボランティア団体の活動の核となるよう大いに期待できるものと確信いたしております。

そこで、2点目として協働のまちづくりを推進するに当たっての行政内部組織との連携、市内での組織化されているボランティア団体、行政区単位で活動している市民ボランティアへの育成、支援などの考えについてお尋ねいたします。

次に、姉妹、友好都市の今後の交流の方向性についてお尋ねいたします。

本市は、韓国扶餘と姉妹都市、奈良市と友好都市盟約を締結され、昨年11月に本市と同じ歴史的文化を持ち合わせた宮城県多賀城市と新たに友好都市盟約を交わされました。国立博物館開館後、国内外からの観光客も増加し、国際都市、学園都市太宰府を世界に発進され、市民にとっては本当に喜ばしいことと思われまます。姉妹都市、友好都市の中でも韓国扶餘とは、昭和54年の締結以来、市民団体の交流をはじめ、太宰府西小学校、水城西小学校、太宰府西中学校は扶餘の小・中学校との姉妹校を結び、毎年学校間の交流や、また太宰府少年の船協会も扶餘邑百済青少年の星と、子どもたちの健全育成と国際交流を通して親善友好を目的として締結され、本年で25年を迎えることとなりました。両国の子どもたちによる5年に一度の交流が本年7月下旬から8月上旬にかけ行われる予定と聞いております。

また、行政間においても、扶餘最大の祭りである百済祭りは、相互の交流の場でもあることから、2年ごとの交流が深められているようです。しかしながら、近年市民間の交流が行われていないのが現状ではないでしょうか。執行部においては、この扶餘邑との関係、また現在友好都市盟約を結んでいる奈良市、多賀城市との官、民の交流のあり方や今後の考えなど、具体的にお示しください。

また、昨年3月まで行政や民間団体との交流を深めていた旧耶馬溪町が中津市と合併しました。旧耶馬溪町との今後の交流のあり方、その考えについてお伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） まず、地域コミュニティ推進の基本的考えと具体的計画についてお答えいたします。

基本的考え方として、住民自治を確立するために多様な主体と行政とが協働しながら、市民一人ひとりが地域のまちづくりに気軽に参加し、運営にも楽しくかかわることができるような仕組みづくりを行い、地域住民による地域のまちづくりを通して地域への愛着や地域住民同士の連帯感を醸成するなど、豊かさを実感できる地域社会の実現を目指して地域コミュニティづくりを推進することといたしております。

具体的計画といたしましては、地域住民によるまちづくりのシステムを構築するため、小学校区を基本エリアとして、自治会をはじめ各種団体や委員、地域住民などが自由に参画、決定できるような新たな仕組みや場づくりを行いながら、そこで生活する地域住民がよりよい地域づくりのために連携、協力し、自主的、主体的に社会参加する活動を通して、地域住民による地域のためのまちづくりを推進し、将来的には各地域コミュニティに一定の権限と財源を移譲していきたいと考えております。しかし、一定の権限と財源を移譲していくためには、その受

け皿期間としてコミュニティ単位ごとに地域コミュニティ協議会の組織化が必要となります。また、地域コミュニティ協議会の組織化に当たっては、まずは自治会長や関係団体等との協議や学習会を重ねながら、地域課題に応じた活動部会や協議会設立に向けた準備会を立ち上げ、地域活動という動きを通して規約や組織体制等を整備しながら、地域コミュニティ協議会の組織化を図っていきたいと考えているところであります。

2点目の、推進に当たっての行政内部組織との連携、市内で組織されているボランティア団体、行政区単独で活動している市民ボランティアの育成、支援等の考えについてお答えいたします。

まず、行政内部組織との連携についてですが、平成15年度と平成16年度に区長説明会等を行った中で様々な提言等を受け、昨年は地域コミュニティづくりのあり方について、関係する課と個別に意見交換を行い、部長会議や庁議の審議を通し、今後の方向性の整理を行いながら、平成18年度から向こう5か年間の第四次総合計画後期基本計画の見直しを行ったところであります。

また、平成18年度から具体的な動きをつくっていくための組織内連携といたしましては、安全、安心のまちづくり推進条例が本年4月から施行されることや、昨今の児童をターゲットとした痛ましい事件の全国的な発生等もあり、地域住民の日常生活に密接なかかわりがあると思われる防犯、防災の活動を通して、校区の地域コミュニティの推進を図る一つ的手段として、防犯部会等の設置、提案をしていこうと、現在庁内の関係課で協議をいたしておるところであります。

次に、市民ボランティアの育成、支援についてですが、コミュニティにはNPOやボランティアに代表されるようなテーマ型コミュニティと行政区や小学校区のようなエリア型コミュニティがあるととらえております。このテーマ型のコミュニティづくりとエリア型の地域コミュニティづくりとがコミュニティづくりの両輪となり相互にリンクすることで、市民との協働のまちづくりが進展していくものと考えております。これからはボランティアのみならず、NPOの育成、支援の強化も重要でありますので、本年4月から太宰府市NPOボランティア支援センターを設置し、その運営について従来のボランティア団体への運営補助という形態ではなく、NPO法人とのセンター運営業務委託へと変更してまいりたいと考えております。

今後は、小柳議員がおっしゃいますように、ここを核にしてNPO、ボランティアに関する情報収集や発信、相談、講座の開催等を行い、様々な分野で市民広域活動が活発に行われるよう努力してまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） この協働のまちづくり、そしてそれを推進していくための地域コミュニティ推進という大きな3大プロジェクトでありますことに関しましては、この問題につきましては私どもの会派宰光の代表質問が平成15年でしたかね、それから不老議員そして片井議員と、各議員、そしてまた地域の中でも本当に注目されている事業だと確信いたしております。

これらを推進するに当たっては、行政内部の中での協議、そしてそれにはどうしても予算というのが伴っていくように私は考えております。この中で、この3大プロジェクトでありますコミュニティ推進に当たる予算計上をちょっと見ますと、昨年度がたしか100万円、そして今年度が119万3,000円ほどの計上がなされているようでありますが、例えばここにありますコミュニティ支援事業補助金という項目があるようでございますが、その活用と、その内容をちょっとお示しいただけませんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域推進部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） この支援補助制度につきましては、先ほどご報告いたしましたように、小学校区のコミュニティ、組織化を図る、それを環境整備をする意味合いで、事前のそういう協議会設立のための学習会、あるいはそういう組織の中でどういう運営を行っていくのか、どういう活動をしていくのかという計画づくりに対しての補助、それから実際に協議会が設立されまして、活動について補助を出すというような内容になっております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 今太宰府市内には44の行政区があるんですね。7つの小学校区があります。44の行政区の区長協議会、それから先ほどご答弁にありました、いろいろ出向いって会議をなさっているとおっしゃるんですが、昨年の100万円で44行政区の予算はそれで足りたんですか。それでどういう組織ができ上がったのか、その数、そういうものをお示しく下さい。

議長（村山弘行議員） 地域推進部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） この間の議会でのご質問にもお答えしましたように、この支援補助につきましては、先ほど申したように小学校区単位ごとの組織化を図れる中で支援補助を出していくということで位置づけをしております。それで、この間のご報告の中にありましたように、各行政区長との協議の中で小柳議員もおっしゃいますように、それぞれの地域ではそれぞれの活動がいろんな形で行われていると。それを小学校区ごとに組織編成していくにはいろいろ支障もあるところもあるので、その辺の整合性を図ってほしいということでご意見をいただきましたので、具体的にはまだその活動につながっておりませんので、支援補助の支出はいたしておりません。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ということは、まだ計上されただけで活動していないというふうに解釈していいんですか。

それでは、今せっかくここに地域コミュニティで本当に地域ごとに違うと思うんですね。小学校のゾーンもやっぱり太宰府小学校と西小学校の地域性もあります。また、東、南小学校と国分、そして水城小については、またそのゾーン、ゾーンというんですか、前から助役がおっしゃってありました、やっぱりコミュニティは少数で行くと、そしてゾーンづくりをし、そ

の中にそこに住んでいらっしゃる行政の方々が核となり、そしてそれを地域住民との連携を取りながら進めていくんだというお話を私は以前に聞いた覚えがあります。今現在それを進めていく中で、各行政区、例えば小学校の先ほどご答弁にありました区長さん、そして自治会の中での話し合いが進められておると思うんですが、今も申し上げましたように、この地域ごとに違ってくると思うんですよね。要望とか、うちはこうしてるよ、私はこうしてるよ、うちの校区はここまではできているよとか、またその中で南小校区におきましては、学校と小学校が、小学校と地域の方が連携を取られまして、本当に太宰府初めての地域交流の運動会、体育祭が催されたことは本当に素晴らしいことだと思います。これもコミュニティの本当の推進の一角ではないかなと思います。

そうなりますと、その出向いていってそこで収集されたものを行政内に持ち帰ったときに、ここに平成16年度の評価がありますが、この中に市民との協働のまちづくりを進めていく上では、大体私が数えたら13課にまたがっていると思うんですよね。結局子育て支援から環境問題から財政面、それで学校教育、社会教育とあると思うんですよ。その中での意見交換、そしてこの地域にはこういうものを考えましようとか、この地域ではこうしましようとか、そういう行政内の、この市役所の中での連携を図られ、そしてそれをどのように今後つないでいくのか、そのまとめはどこでどういうふうにしていくのかをお示してください。

議長（村山弘行議員） 地域推進部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 私どもの担当の方で、この間お話をしてもいりましたけれども、やはり何かテーマがはっきりないとなかなか具体的な協議にもならないということで、先ほど答弁させていただきましたように、まずは防犯あるいは防災の何か活動ができるような提案ができないかということで、現在関係する7課とも協議を重ね、窓口については従来各部門の部長をそれぞれの校区の担当者という形で位置づけておりましたけれども、なかなか実行していくには難しい組織体制だろうということで、先ほどご報告しましたように、内部の調整の中で、地域振興課が窓口になって、窓口を一本化しながら進めていくということに整理をいたしました。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ぜひともそういう方向で進めていっていただきたいと思います。

そして、私たち、これは要望だと思うんですけれども、地域ではやっぱり見守り隊、例えば学校評議員制度、いろいろな方が本当に自分の余暇を利用して、地域の中で自分の存在感、そしてまた顔見知りになる、お互いに連携を取っていただけるのが現状なんですよ。まして、補導連絡協議会におかれましては、こういう子どもたちのために青色パトカーですか、それを巡回させ、そして定期的に回っているようでございます。それもほとんどが市民のボランティアによる組織なんですよね。そのような中で、今度新1年生が4月から登校いたします。でも、学校ごとによっては、これちょっと下校時間が違ってくることもあると思うんですよ。その場合に、新1年生であり、土地勘もまだ学校になれない子どもたちが例えば早く帰るようなところ

もあると思うんですね。その場合の見守り隊を学校教育等の現場と学校と地域とが連携されてですね、その時間帯だけ週に一回か二回かわかりませんが、もちろんそれも校区、学校ごとによろしいと思いますので、その辺のご配慮そして連携を取られまして、子どもたちが安全で安心していけるようなことができるのかどうか、その辺の連携はどのようにお考えなのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 地域推進部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 私どもの方も、そのように地域の活動とPTA、学校が取り組まれているそういう見守り活動とかが連携しながらやっていけたらいいなということで、教育委員会の所管課とも協議を進めております。その中で、地域の中にもどのように提案していけば地域活動につながるのかということは今議論しておりますけども、ある小学校区におきましては、そういう早急な対応もしたいということで、そういう防犯部会を設置していこうというような動きもあります。そういうところの先駆的な取り組み等も検証しながら地域の中で活動ができていくように十分配慮しながら庁内でも連携を取りながら進めていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） どうぞ連携を取られまして、新1年生、そしてまた小学校、中学校の児童・生徒が安心して地域の中でですね、遊んだり、安心して登下校できるように、また連携を取られまして図られることをお願い申し上げます。

それと、今地域振興部の方では一生懸命地域コミュニティについて取り組んでおられるということはよく理解できますので、でも定着するまでにはなかなか時間がかかると思うんですね。それと一つは、地域住民との連携、そしてそれに携わる担当課の職員と地域住民の信頼関係が私は一番必要じゃないかなと思うんですね。これを続けていくには、やっぱり日々のやっぱり会話を通し、そして、ああ、元気だった、じゃ、この点こうだけどうでしょうかと、そういう信頼関係をつなげていくまでに時間もかかると思うんですね。だからその辺よく執行部におかれましては職員の配置とか、またそこには専門職を置くとか、やっぱり市役所の顔になるような職員、そしてまた地域と連携される信頼関係を持てるような職員配置と専門家の配置をお願い申し上げまして、これは終わりたいと思いますので、どうぞ地域に密着した早急なコミュニティ推進の組織化をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

2項目をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） それでは、2点目の国際交流関連についてご回答を申し上げます。

まず、姉妹都市韓国扶餘邑との交流でございますけども、今まで交流事業を行政間はもちろん少年の船、小・中学校、民間団体の交流など、様々な形で交流を行ってまいりました。今後につきましても、こうした人物交流、文化交流、そして教育交流なども官民挙げて両国の友好の絆をさらに深めてまいりたいというふうに考えております。

次に、奈良市との関連でございますけれども、友好都市盟約締結の翌年、つまり平成15年2月に奈良市民の船として奈良市長様初め約100名の皆様方が本市を訪れていただき、記念植樹や交換会を行うなど、交流を温めてまいりました。

また、市民レベルにおきましても、青少年のスポーツ交流として少年ミニバスケットやサッカー大会への参加などの交流が行われておりますので、今後につきましてもさらにスポーツ交流や行政間交流を深めてまいりたいというふうに考えております。

次に、多賀城市でございますけれども、昨年の締結式に市民訪問団約60名ほどお見えになりました経緯もございます。今年、平成18年度につきましては、本市の方から市民訪問団を組織いたしまして、官民含めた交流事業を計画をしたいというふうに考えております。

次に、旧耶馬溪町との交流でございますけれども、ご承知のとおり昨年3月に中津市と合併されましたので、友好都市関係そのものにつきましては解消いたしております。ただ、今まで交流を深めてきました経緯もありますことから、行政間の交流はできないにいたしましても、太宰府市民政庁まつりでありますとか、耶馬溪ふるさと祭り等々の参加など、市民レベルでの地域間交流を今後も継続して支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 扶餘邑それから奈良市、多賀城市、そして旧耶馬溪町ですね、そちらとの交流に前向きな答弁だと思っておりますけれども、その中で今年はたしか扶餘は百済祭りの年に当たっていると思います。2年に一度、たしか交流がなされていると思っておりますけれども、予算書を見た限りでは27万円しか上がっていないようでございますが、これは多賀城市の先ほどご答弁にありました多賀城市への訪問団だけなのか、27万円で扶餘邑の百済祭りの分まで入っているのか、まずその辺をお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 百済祭りににつきましては、議員さんおっしゃいますように平成18年度に開催される予定ということもお聞きしております。本市の現在の財政状況等々も含めまして、つい先日でしたか、市の国際交流協会の役員会がございましたので、一つの手法として今回の平成18年度におけるこの百済祭りへの参画につきましては、市の国際交流と連携を取りながら交流を深めていきたいというふうに提案をさせていただいておりますので、今後この国際交流協会の総会等にも正式にお願いをしながら連携をして、この事業にぜひ参画をさせていただきたいというふうには考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 財団国際交流協会のお話が出ているようでございますが、国際交流協会は財団でありながら市の助成は何も受けてないように、予算計上されていないようですが、その辺は昨年から国際交流協会の補助金はカットされております。それで、その中で国際交流協会とともに市民と歩み寄っていくというお答えですよ。じゃ、それであれば、やっぱり皆さ

んその場合には市民を対象とした大がかりとは言いませんけれども、やっぱり市民に扶餘とは友好都市である、姉妹都市であるということも周知する点からも、市民に広く募集なさって、国際交流協会、そしてまたは地域振興部、その辺とタイアップの上ですね、進めて交流を深めていただければと思います。

ここでちょっと一つ要望がございます。

今太宰府の中には、韓国の観光客が本当に参道、そしてまた小鳥居小路にも韓国の料理店、そして中国の料理店も出店するように聞いております。そのときに、韓国から見える観光客に太宰府と扶餘は友好都市なんだよというものを何か看板とか何かで知らしめておく必要があるのではないかなと思うんですよ。やっぱり観光に見えた国の方は、韓国の方は、おお、太宰府は扶餘と何か姉妹都市を結んでるようですねとって、やっぱりそこに会話が生まれたり、そしてまたもう一つ踏み込んだ交流がどっかできるとはならないかなという、発展的に考えてもらえれば、その点の看板の設置、それからまたそういうふうな方向性をどうぞお考えいただけるものかどうか、お願いできますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） すばらしい提案でございますので、ぜひご参考にさせていただいて、観光パンフなり、あるいは太宰府館周辺いろいろなところにそういうPRを進めていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） どうぞ前向きに、本当に世界に発信できるような国際都市、学園都市太宰府を目指してですね、知恵を出しながら、観光客が喜んでお帰りができるようなところになってほしいと思います。それと同時に、多賀城市につきましてはですね、これからもどうぞ今現在商工会の観光部の方がやっぱり交流を重ねて市民レベルで交流していきたいという企画もなされておりますので、その辺も踏まえたところで、行政サイドの方からどうぞご支援を賜りますようお願い申し上げます。

奈良市につきましては、スポーツ交流とおっしゃっていますが、確かに昨年でしたかね、太宰府の少年サッカー、それからミニバスケットがずっと奈良カップ、そしてサッカーに参加いたしております。そのときに奈良市の方からも大変歓迎を受けたという話も聞いておりますので、これが途切れることのないように、どうぞ先までつなげていくように強く要望したいと思います。

最後になりますが、今回私がこの地域コミュニティ、それからまた友好都市という観点で質問させていただきました。協働のまちづくりには、地域コミュニティの推進を図ることが本当に大切じゃないかと考えますことから、今回地域コミュニティを推進する具体的な方策についてお尋ねをさせていただきましたが、第四次総合計画や平成18年度の経営方針を読んでおりますと具体的な方法論が示されていないように思われます。市民が豊かさを実感できる地域社会の実現を目指して、ともにとも書かれておりましたが、実行、実施可能な手法をはっきりとお

示しいただき、できること、やれることから即実施されるように、平成18年度に形あるものとしてくださいますようお願い申し上げます。

2点目の友好都市の問題につきましては、韓国扶餘をはじめ奈良市、多賀城市との交流については、行政間はもとより市民との人的交流が深められ、親しくおつき合いできるよう積極的に取り組まれるようお願い申し上げます。

また、本市と町の時代からおつき合いがありました耶馬溪町は、中津市と合併されたことから多少距離ができたような感じもいたしますが、合併後も昨年までは子どもたちのキャンプ交流やジュニアリーダーの交流がまだ続いております。今までのおつき合いを考えますと、この交流を本当に失いたくない気持ちがいっぱいございます。今後本市の市民祭りなど、市民との交流が続けられるよう行政サイドの方からご支援、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

2点につきまして、いろいろと要望も申し上げましたが、どうぞお聞き届けいただくことを心から期待申し上げます。私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員の個人質問は終わりました。

ここで14時20分まで休憩いたします。

休憩 午後2時04分

~~~~~

再開 午後2時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番橋本健議員の個人質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問させていただきます。

まず、1項目めは、NTTドコモ電波基地局建設についての質問です。

基地局建設の問題は、昨年9月議会で門田議員も取り上げられ記憶に新しいところですが、現在青葉台区におきまして、今まさに予断を許さない状況を迎え、何とかよい解決方法はないものか、住民はじめ自治会も大変苦慮しております。今日までの経過説明をさせていただきますと、当初長浦台にて建設予定でしたが、地権者との折り合いがつかず、組長はじめ地域の方々の署名活動や結束した素早い対応で白紙撤回を勝ち取られました。平成16年5月ごろに青葉台に飛び火をしてきたわけですが、業者も長浦台での反省を踏まえ、事前に宅地を買い上げての戦略ですから、青葉台に固執しており、なかなか計画中止には至りません。平成16年10月30日、住民と自治会役員を交えた業者説明会が公民館にて催されましたが、建設前提の話は聞きたくないという住民側から動議が出され、約2時間に及ぶ声を荒げたやりとりで終始し、結局説明会は不発に終わりました。その後青葉台自治会の緊急役員会議を招集、善後策の検討に入り、内容証明書の送付と、薬院にあります株式会社NTTドコモ九州へ11月9

日に出向き、署名名簿と理由書を添付し、反対の申し入れをいたしました。

建設反対の主な理由として、まず、住宅地の中の建設は非常識であり、言語道断である。次に、電磁波の安全性をいかにうたっても住民の不安は払拭できないこと。さらに景観を損ない、資産価値が下がるという3点であります。その後しばらく空白期間がございましたが、明けて平成17年4月に業者から連絡があり、再度話し合いを持ち、歴史スポーツ公園で検討するという結論に達しました。西地区の中では、確かに青葉台地区の通信状態は悪く、業者も電波範囲の事前調査をされた結果、建設計画の決定がなされたようですが、住宅地内での17m鉄塔建設はどうしても納得できません。7月上旬に業者が本市の建設課都市開発係に提案書を提出、行政から図面提出の依頼があり、8月に建築図面を提出後、歴史スポーツ公園のテニスコート駐車場での建設を前提とした内容で検討していただいたと思います。その後、建設困難で見通しは暗いという情報をいただき、9月、青葉台自治会緊急役員会議を再度開き、会長、副会長、私の3人で10月14日に陳情書を持参、助役に相談に伺いました。相談の話の中で、公園の池に建設してはどうかという提案がなされ、業者が技術的に可能かどうかを確認、再調査の後、業者は建設可能だが、池は水利組合の所有ではなく、本市の所有ということでまた挫折。では、災害時の情報通信施設として可能か建設課で内部検討していただき、県にお伺いを立てられたと聞き及んでおります。現在のところ、1社を認めれば他社も認めないわけにはいかないとの理由で、暗礁に乗り上げた状態です。

その後の経過につきましては再質問で触れたいと思います。

今回の基地局建設は、携帯電話とコンピューターのネットワークが一体化し、瞬時に世界じゅうの人や情報に接し利用し得る時代になっていること。また、急病や事故、災害時の迅速な対応、犯罪の通報や防犯といった緊急通報の手段として必要であり、次世代携帯電話、すなわちFOMAの普及に伴い、回線数や通話品質を確保するための計画であります。がしかし、それに付随して日本各地で地元の基地局建設反対運動も激しく展開されていることも周知の事実であります。建設課では、他市町村の研究や関係機関への連絡、また調査など、随分と努力を払っていただき感謝いたしております。私たちも早急に自治会と周辺住民を交え協議してまいりますので、行政の方々ももう一汗かいてください。

では、質問いたします。

基地局建設に関しては、何ら国の規制はありませんし、このまま放置すれば、青葉台住宅地内の建設は強行されるのは必至です。何とか違った名目、あるいは特例措置としてのお願いを再度県へ働きかけていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

また、電磁波の影響が少ない建設予定地の変更、あるいは苦肉の策がもしございましたらお聞かせ願いたいと存じます。

次に、2項目めの安全、安心まちづくり、防犯対策についてお伺いいたします。

現在の日本の治安状況をどのようにお思いでしょうか。昨年9月議会で申し上げましたように犯罪件数は増加し、凶悪化と低年齢化という大変深刻で、日本の治安の安全神話は崩れて

しまいました。物豊かなれど心貧しくなり、ここ数年さらに人間の質が低下したような気がいたします。例えば物取りに入って顔を見られたら殺すという凶悪さ、また小学生を誘拐し、めった刺しにして山林に放置する事件など痛ましく、人としての心、良心の欠如に嘆かざるを得ません。犯罪傾向として、ひったくりやおれおれ詐欺、また振り込め詐欺など、女性、子ども、高齢者など、社会的弱者をターゲットにした犯罪が目立ちます。本来守ってあげなければならない立場の人たちをねらった犯罪は誠にひきょうで許しがたく、だれもが憤りを感じておられるはずです。万引き、車上荒らし、自転車、オートバイ、車、車部品や空き巣などの窃盗が圧倒的に増加し、暴行、強姦、傷害、恐喝、強盗、殺人、放火など、日常茶飯事で、新聞紙上をにぎわわせております。太宰府市内におきましても、年間1,500件前後の犯罪が発生しており、その5割は青少年犯罪です。まず、犯罪件数を極端に減らす取り組みと、青少年の犯罪の芽を摘むためにも、行政、地域、警察、防犯協会、学校などが一体となり、横の連携を図りながら対策を講じることが肝要であります。

昨年12月議会におきまして、安全・安心のまちづくり推進条例が制定されました。その中の第4条に、必要な施策を実施しなければならないとうたっております。区長さん方も新旧交代され、新年度を迎えます。4月からどのような取り組みを実施されるのか、具体的な施策についてお聞かせください。

以上、2項目につきまして、件名ごとのご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） それでは、NTTドコモの電波基地局建設についてご回答申し上げます。

歴史スポーツ公園は、都市公園に位置づけられております。都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、あるいは都市防災性の向上と豊かな地域に資する交流の空間など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設でございます。このようなことから、施設等について制限があるのが実情でございます。このようなことから市としても何か方策がないか、現在検討いたしておるのが現状でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 住宅地内で建設ということで、何とかやはり身近な歴史スポーツ公園ということで私たちも動いておりましたんですが、なかなか難しいということでございます。

まず、振り返りまして、今年の2月7日に建設部長と係長2人で結果報告に青葉台の方へおいでになったと伺っておりますが、差し支えなければそのときの内容についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 先ほど橋本議員がおっしゃいましたように、地元から要望書等出ており

ましたことも含めまして、今までの経過、そういうのも含めまして、今申しました都市公園への考え方といいますか、そういうことも含めてご連絡に参ったわけでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そのときに自治会長と副会長が対応したと思うんですが、NHKや各民放が一本化された総合電波塔、つまり東京タワーを例に引き出して、そういった公園内に3社共有の電波塔建設が可能かどうかをNTTドコモさんにぜひ尋ねてほしいという要望を自治会長の方が出したと聞いておりますが、間違いございませんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 例に出されてそういうことをおっしゃいました。共同アンテナといいますが、そういうことができないかというふうなことはそのときお話しされました。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） それで、共同アンテナで検討してくれというふうに強く要望したと自治会長は申しておりますけれども、3社共有の共同アンテナというのは大変難しいんじゃないかなという気が私もしておりますが、3社ライバル同士でもありますし、とりあえず自治会長が申ししたのは、3社共有の電波塔が技術的に可能かどうかぜひ問い合わせをしてくれと、NTTドコモの方にですね。お問い合わせをされたか、お尋ねになっているようでしたら、その回答をお聞かせ願いたいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） NTTドコモの方には、区長さんからそういう話が出る前にですね、やっぱり1社だけを認めるということには行政上の立場からならないし、もしほかの他社が来られたときに、同じ条件であれば、また認めなければならないという、公平の立場からも考えておるといようなことはNTTドコモの方にはたびたびの協議の中で担当の方からは伝えております。実際にそういうことが可能かどうかということについては、具体的には尋ねておりません。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ここにちょっと資料がございますけども、過去にはやはりドコモ資産鉄塔へ共架物件という形で一覧表がございますして、NTTドコモとau、あるいはセルラーとNTTドコモという、お互いに共有し合った共架物件の一覧が13局、14局過去にございます。3社となると大変難しいんだろうと思いますので、その件はちょっともうよろしゅうございます。

青葉台に中央公園というのがありますけれども、その斜め前に空き地があるわけですね、宅地が。そこを買い上げての17mの鉄塔を建てるという今回の話であります。どういう基地局をつくるかという、ここにもちょっと資料がございますけれども、無線基地局として鉄柱と局舎に分けられまして、鉄柱にはアンテナと避雷針を取りつけ、それから六角形の局舎に無

線装置や交換器類、それから電源装置や冷却装置が納められると、こういうふうな概要であります。この話が私の方に参ったのは平成16年10月です。区長の方から相談がありまして、何とか相談に乗ってもらえないかというお話がありました。私もどこで賛成に回るのか、反対に回るのか、ちょっと迷ったんですが、住民の中には確かにですね、NTTドコモあるいは関連会社、それから下請会社、こういったところにお勤めの方もいらっしゃるわけです。また、通信状態が青葉台は悪うございまして、アンテナが建つんだったら、今度から非常によくなるねと賛成する方も正直いらっしゃるわけですね。しかし、ここでよく考えていただきたいのは、自分の家の隣に空き地があるとして、そこに17mの鉄塔が建つとしましたらどうするかということで、私は判断しました。やはり自分の家の隣にですね、でっかい塔が建ちましたら、やっぱり嫌です。そういった気持ちで、周辺住民のお気持ちを尊重して反対せざるを得ないということになりました。自治会の方も、そういうことで同意して一緒に動いておるわけですが、建設反対の理由は壇上で述べました。住宅地の真ん中の建設は、やはり承知、承服できないと。

それから、一番問題なのは電磁波の問題でございます。やはり電磁波がもたらす健康障害の問題がございます。電磁波の安全性については、これまたいろんな学説がございまして、電気が流れているものは、あるいは電気が流れているところは必ず電磁波が発生すると言われております。例えば住宅内におきましても、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、炊飯器、こういった家電製品すべてですね。また、パソコンなど、こういった電気製品から低レベルの電磁波を受けていると。電磁波を受けながら、私たちは生活しているわけでありまして。問題は、鉄塔からですね、どれくらいの電磁波が出るのか、その安全性については非常に不透明であります。

質問させていただきます。

大変ちょっと難しい質問かとは思いますが、日本国民も非常に電磁波については関心がありまして、不安を持っているわけですね。その不安の声が増大している電磁波について総務省の見解は、生態電磁環境研究推進委員会というのがございまして、その研究実験の結果、健康に悪影響なしとの報告がなされております。部長はどのようなご見解をお持ちでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今おっしゃいますように、また、さきの議会からでもあっておりますように、影響ありという見解と、それと今申されますように影響なしというような考え方もあるということで、この場での私の考え方については控えさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

ここに総務省が発行しているパンフレットがあるんですが、安全性をうたっているんですけどね、建設業者もやっぱり国の基準に基づいて通信事業を行っているんで、また防護基準値を厳格に守っていると。だから基地局の建設に今当たっているんですよということを主張され

ております。

この安全性についてはですね、欧米でも様々な研究が実施され、世界保健機構は日本を含む世界54か国で国際電磁界プロジェクトを組み、電磁波の人体に与える影響についての研究やガイドラインを策定、また日本国内におきましてもですね、通産省、資源エネルギー庁の委託で電力中央研究所が実験を続けているということです。現在のところ、結論としましては通産省なり総務省の見解を信じるしか方法がございません。

電磁波というのは、なかなかですね、肉眼で見えるものでもないですし、実態がわからないということで大変難しいんですが、総務省のこの内容はですね、暮らしの中の電波とか電波の科学的知識とか、それから生物と電波、それから我が国では電波防護指針を定め制度化していますという我が国の取り組みとかですね、先ほど申しました国際的な取り組みもしてますよという内容が記載されております。ぜひ皆様方もですね、こういったものをぜひお読みいただければと思っております。

質問に入らせていただきますけども、今後青葉台自治会におきましてですね、また周辺住民の方の意見を聞き、協議してまいりたいと思っております。その協議会の報告も、もちろん建設課の方にさせていただきますけれども、話がちょっと込み入りしましたときにですね、行政の出席を願うことがあるかもしれませんが、その際住民への説明についてのご協力をお願いできますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） おっしゃいますとおり、必要があるということであれば、出向きましてご説明をさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） どうぞよろしくお願いいいたします。

最後に、市長にお伺いしたいんですが、やはり住宅地の真ん中というのは無謀でございまして、こういう住宅地の真ん中にですね、仮に鉄塔が建ったという前例をつくってしまいますと、やはり第2、第3の青葉台が太宰府市内に点在する危険性を秘めております。もし条例が制定されればですね、まちづくり景観条例で規制をかけていただくか、しっかりとした対策を講じないと「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府のイメージが壊れてしまいます。この鉄塔基地局建設について、どのようにお考えになっていらっしゃるのか、ご意見をお聞かせいただきたいと存じます。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 橋本議員のご質問には、10月14日に陳情を受けた者として、市の考え方を説明申し上げたいと思います。

住民の皆様、今回の基地局につきましては、議員がご提言されておりますように、携帯電話とコンピューターのネットワーク化、それから瞬時に世界中の人や情報に接し利用し得る時代となっていると。緊急あるいは事故、災害時に敏速な対応と、あるいは犯罪の通報と防犯とい

うふうな形があるんだと。住民の皆さん方の要望といたしましても、お聞きいたしますと総論賛成、各論反対というふうな形が底流にございました。しかしながら、今ご説明がありましたような趣旨であれば、どこかにやはりその基地局は必要だろうというふうに思っております。

そういった観点から、私はそのときに申し上げました公園内、あるいはそれがだめならば池の中に、そういった方法を考えてはどうかと私は今でもその方向で考えていいのではないかとこのように思っております。これは、私どもがコミュニティ無線100か所、平成18年度の予算の中で災害時あるいはコミュニティの無線として、市の方からあるいは消防署の方からあらゆるところから無線で飛ばしたい、そして各100か所、各行政区の中から、さらに有線あるいは無線で住民の方々に知らせると、そういったスピーカーを設置を予算化をし、今提案をいたしております。これとあわせて、どうしたらできるかの一つの方法として、その方向で考えてみてはどうかというふうなことについても私ども提案を持っておりますし、いずれにいたしましても住民の皆様方、基本的にはNTTドコモが地権者の説得もする必要があると思っております、市としてもそのような側面から支援をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 大変期待の持てるようなですね、ご回答をいただきましたけど、再度ですね、確認させていただきますが、よく行政の方は検討しておきますとか検討いたしますとかというお返事をいただくんですけども、その検討をしていただくというのは非常にあいまいな言葉でございましてね、この場で検討しときますという言い逃れなのかですね、持ち帰ってしっかり検討するなのか、その辺のお答えをひとつよろしく願います。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 実施可能なところ、実践に向けて二言はないというふうに思っています。その方向でやりたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ありがとうございます。

この話はですね、長浦台から始まり、約2年半の月日が流れております。業者の担当者もですね、上層部から出席され、今年の6月が建設計画の期限切れだそうでありまして、何とか青葉台自治会としましてもですね、目鼻の立つような形に持っていきたいということを祈るばかりでございます。

先ほどの市内全域にふくおかコミュニティ無線、この整備に何とかかこつけてということで、お話をいただきました。もしそれが実現できるのであれば、これにまさる喜びはございません。今後のですね、進展ぐあいにつきましては、また自治会長の方にまで説明していただきますことを切にお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 安全、安心まちづくり、特に防犯対策についてのご質問にお答え申し上げます。

具体的な施策の決定につきましては、行政のみで決定するのではなく、警察、市民及び事業者等の意見を十分反映させるため、市、警察、消防、市民等の代表で構成されます太宰府市安全・安心のまちづくり連絡会議を設置いたしまして、この中で議論しながら地域安全対策等の活動に力を入れていきたいと考えております。

なお、本市では現在幾つかの防犯対策事業が推進されておりまして、青色回転灯登載の公用車によります防犯パトロール隊の実施や、市民が買い物や散歩のついでにパトロールを実施いただいております、ついで隊の登録推進などを積極的に行っておりましてございます。

今後は、これらの事業を推進していくことはもとより、地域住民によります地域の安全、安心のためのまちづくりのために、現在進めております地域コミュニティづくり事業と一緒に、地域の住みやすいまちづくりにさらに努力していきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ただいまのご回答の中で、やはり地域コミュニティづくりの中で防犯部会というものを進めていくという、先ほどの小柳議員の質問の中にもありましたけれども、そういう形でつくるんだということでございましたけれども、先般ですね、議会全員協議会におきまして機構改革の説明をいただきました。安全・安心まちづくり担当として総務課にですね、消防・防災係が新設されたわけでございますけれども、そこになぜ防犯という言葉が盛り込まれていなかったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） さきの議会全員協議会のときに配付しました資料の中に、今回4月1日から一部見直しをするという表をお渡しいたしましたが、その総務課の下の欄に消防・防災担当課長を置くということにいたしまして、括弧書きで安全・安心まちづくり担当という所掌事務を行うということに今回なります。その事務分掌の中に、新たに安全、安心のまちづくりに関することと国民保護に関すること、それから現在総務課の庶務係が持っております暴力追放会議に関すること、それから防犯に関すること等、事務分掌の中にきちんと明記をいたしておりますので、今回につきましては消防防災担当課長を置くということにいたしております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 組織を拝見しましたときにですね、正直期待していたもんですから、防犯が軽視されているような印象を私持ちまして、これだけですね、犯罪が多発しているわけがありますし、もうこれだけ世の中が物騒になってきております。防犯対策の重要性というのは、もう重々ご承知だろうと思っておりますし、またこれは市民に対するPR効果、あるいは安心感を与える意味でもですね、組織名というのはやはり大変重要かと思っております。再度ですね、組織名を変更していただくというご意思はございませんでしょうか。



議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 今回の見直しにつきましては、そういう防犯関係も非常に大きいということから、担当課長を置くようにいたしましたわけでございます。それで、今までは総務課の中で庶務係の仕事として行っていたものを、きちんとした担当課長を設置するというので、太宰府市の力の入れ方が見えるのではないかとというふうに考えておりますので、ご提案の件については、今のところは見直すことはできないと考えています。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そうすると、防犯の管轄といいますか、所管はやはり総務課でよろしゅうございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 私と同様でございます、私も総務部の政策統括担当部長です。それで、総務部の総務課消防防災担当課長が窓口になります。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そうしますと、先ほどの最初の市長の答弁の中でですね、地域コミュニティの中で防犯部をつくっていくというお考えを述べられましたけども、そことの兼ね合い、地域振興課との兼ね合いはどういうふうになるんでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 地域コミュニティの中にも含まれる防犯活動につきましては、その組織の一員として、地域コミュニティの一部としてその組織の中に入っていくということになるかと思えます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 何となく、まあ何となく理解はいたしましたけれども、そうしたらですね、ついで隊の腕章をですね、5か月ほどになりますけれども、これはやっぱり総務課で申し込む、そして現在どれぐらいの方が申し込んでいらっしゃるか、人数わかりましたらお教えてください。

議長（村山弘行議員） 総務課長。

総務課長（松島健二） 所掌の事務につきましては、今までどおりのような形になってくると思えます。

現在までにどれぐらいの登録があるかということでございますが、太宰府市と筑紫野市の防犯協会、合わせまして624名でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 624名ということですね。

議長（村山弘行議員） 総務課長。

総務課長（松島健二） そのとおりです。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） やはりですね、防犯、これは私、これ常に日常的に犯罪が起こっているわけですね、太宰府市内におきまして。ですから、早く全市で取り組めるような体制づくりをしていただきたい。ここに警察署の資料がございますけども、先ほど壇上で述べました刑法犯、街頭犯罪、このほかにですね、まだまだ不審者情報というのがあるんですね。例えば、さわり、抱きつき、つきまとい、のぞき、それから被害電話は少ないんですが、露出狂ですね、それから下着泥、それから声かけ、これはもう小学生が圧倒的に多いんですが。もうこれは、太宰府市内のあちこちで起きているわけですね。これだけの物騒な世の中になってきておりますから、一日も早くですね、そういう体制づくりをしていただきたいなと思っております。

今後ですね、行政主導でその防犯対策協議会なるものを、委員会でも何でも名称はよごさいますけれども、その組織づくりの編成を実施されるご予定はありますか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回、安全・安心のまちづくり推進条例をつくりまして、橋本議員が言われるように今緊急の解決すべき問題だろうということで、こういう条例をつくりました。その中にまちづくり連絡会議というのをつくりまして、今ある組織もその中に取り込んで、そしてプラスをしていこうと。その中にプラスするものについては、地域コミュニティの中も取り込んでいこうと。今いろいろ何かのぞきとかさわりとかがおっしゃっていますけども、これは行政の職員400名でできるわけではないし、やはり地域地域でそれを監視していく、あるいは防止していくという体制づくりじゃないと、とてもじゃなくできないと思いますので、そういう体制づくりに今後進んでいきたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

太宰府にはですね、やはり少年非行の抑止に活躍されています補導連絡協議会という組織がございます。また、各行政区で自発的なパトロール隊もたくさんできつつあるわけです。先ほど総務部長もおっしゃいましたように、こういった組織体をですね、正確にしっかり、どういう組織があって、どういう活動をされているのか、各行政区ごとに把握していただきまして、現在あるものは生かしながらですね、整合性を図って、また警察、学校、こういったところとの連携強化を実行していただきたいと思います。

それからもう一つはですね、やっぱり犯罪を起かさせないという環境づくりですね。やはり隠れやすいところとか、それからブロック塀、こういったいろいろあるんですが、これ犯罪機会というんですけれども、犯罪チャンスですね、犯罪機会をつくらない、道路、公園、駐車場それから駐輪場、こういった公衆便所などの環境整備も必要かと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今回の安全……。

議長（村山弘行議員） 総務部長、いきますか。

総務部長（平島鉄信） 私の方から、全般的に答えましょう。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回の安全・安心のまちづくり推進条例については、3つございまして、やはりさっき言いましたように地域力の向上、先ほど言いましたコミュニティで防止する。もう一つは、環境の整備というのがございまして、まさしく今橋本議員が言われるように、犯罪機会をなくす整備をしていこうと。これについては、主に地域ではなくて市が中心となって道路、公園、その他公共施設等々については、やはりそういう視点から今から改良すべきものはする、新しくつくるものについてはそういうことがないような形でつくっていこうと、そういうふうな計画を持っております。そういうつもりで今後進めていこうということで条例化しておりますので、そういう方向で進めていきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 済みません、お二人に立っていただきまして、答えていただこうとされましたんですが。わかりました。

防犯対策と申しましてですね、やはり学童の安全パトロール、学童の安全確保、それから住宅街の安全確保と、二通りあると思うんですね。そういうことで、いずれにしても犯罪を未然に防ぐための地域安全対策、学童安全確保のパトロール活動組織、それからこういった組織で実際動かれているところがあるわけなんですけど、今後ですね、防犯対策補助金を出している自治体というのもございまして、太宰府市ではですね、将来的にこういったことをお考えになれるかどうか、お聞かせください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 現在、組織づくりをまず今回やってみようと思っております。その組織づくりの中で、どうしても活動資金が必要であれば、その時点で考えていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 一言で組織づくりとおっしゃいますけども、これが非常に難しいんですよ。だれが、いつまでに、何人ぐらい募れるのか、そういう組織をつくるのか。ここが非常に難しく、コミュニティづくりの中でも果たしてできるかなという疑問を、辛口ですけども持っております。ぜひこれはつくっていただきたいんですが、非常に難しいんじゃないかなと思っております。

西校区の方でもですね、一応有志が募りまして、そういう防犯ボランティア団体をつくっております。経費がかかりますしね、会員から募った自費で運営をしていっているわけですけども、やはり活動するためには、やっぱり今のところジャンパーはないですがジャンパーが要ったりですね、それから腕章、それから夜間パトロールの懐中電灯など、それからセミナーを開いたりですね、それからセミナーを開くための資料あるいは会場使用料、こういった経費が

かかりますので、ぜひ将来的にですね、考えていただきたいと、補助金のことを考えていただきたいと思っております。

私の方から提案させていただきたいんですが、組織づくり、先ほども申しましたように大変難しいものがございます。確実に、より早くですね、防犯組織の結成等、活動する組織づくりをもし望まれるのであれば、既存、新規を問わずですね、各団体、防犯団体が活動報告書を提出し、補助金交付申請をすれば補助金を出すという仕組みづくりを考案されたら、必ずやる気のある団体が出てくると思うんです。ですから、その辺は行政のリーダーシップによりまして、これから立ち上げられます防犯対策協議会なるもので、それが先決でございますけども、もしそういう組織体ができましたら、その協議会におきましてぜひですね、補助金問題を議題に上げていただければ、これにこしたことはないと思っております。

最後の質問になりますけども、先ほど申しましたように、西地区で防犯意識を持っていただくための一般の住民の方を対象にした防犯セミナー、それからその中から拾い上げて実践部隊として活動していただく地域安全リーダーの養成講座などを実施しております。その中で、県から委嘱を受けた防犯アドバイザーに助言をいただき、組織づくりが非常に進みました。そして、確実に犯罪件数を減らすための、現場を熟知したノウハウを持った民間人の活用というのが、私はぜひこれは必要だと思っておりますが、執行部の方ではどのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 地域で行う場合に、先ほど言いましたように地域コミュニティ、やはり自分たちのまちは自分たちで守ることが大切ではないかというふうに考えています。

それで、そういうふうに防犯の部会、各区に防犯の部会をつくって、総合的に学校校区全体をもって犯罪防止に努めていこうという機運もございます。そうすれば、一気に広まっていくわけでございますけども、今防犯意識を持たせるためにセミナーとか、民間で何か個人的と言うたらいいのかわかりませんが、アドバイザーの活用をして、防犯意識の向上を図ってあるということでございますので、そういう方も一緒になってですね、そういう西区の防犯組織ができないかなと、そういうふうに考えております。

いずれにしても、地元が一体となって、ばらばらじゃなくて一体となった組織づくりがそこでできていかなのかなということで、4月からそういうことも含めて我々も地区に呼びかけていきたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひ全市的な取り組みができますようにですね、コミュニティを通してでもよろしゅうございますし、その中に防犯部をつくっていただいて、一日も早く学童の安全確保、それから住宅地内ですね、安全対策ができますようお願いをいたします。

それと、民間活用といった、現在そういった流れでございますので、その点もですね、再度要望したいと思っておりますが、民間の防犯アドバイザーあるいは防犯協会の生活安全サポーターで

すか、こういった方々をですね、入れていただきまして、指導、アドバイスをいただくと。そうしないと、本当に犯罪を減らす真剣な取り組みはできません。従来の旧態依然としたですね、やり方、つまり腰かけの取り組みといいますか、それから役目済ましのパトロールなんかやっていますよね、もう大して成果も上がらなくて、自然消滅するのが落ちでございますので、どうかその辺、真剣にですね、ひとつ取り組んでいただくようお願いいたします。

目下ですね、防犯取り組みにつきましては、もう本当に全国的に機運が高まっております。地域ぐるみで子どもを守ろう、登下校の通学路の見守りや、それからパトロールをする団体が数多く結成され、活動されております。春日市はもとより、早良区の高取小では、西南大学の学生が交通指導や不審者の見張りなどの活動に対して、学校や保護者から感謝の声が寄せられているという記事が新聞に掲載されておりました。また、安全・安心通学フォーラムが先日、アクロス福岡で開催されておりますし、子どもの安全確保と空き巣の犯罪件数を減少させる住宅の安全対策も、何度も申しておりますが大変重要であります。

本当に最後の最後になりますが、地域の一人ひとりの防犯意識を防犯セミナーで高めていただき、セミナー参加者の中からパトロールの参加者を募っていく二段論法で実践部隊をつくり上げていただきまして、社会的に弱い立場の女性、子ども、高齢者を地域で守り、住民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を念願いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の個人質問は終わりました。

次に、9番大田勝義議員の個人質問を許可します。

〔9番 大田勝義議員 登壇〕

9番（大田勝義議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

まず最初に、施政方針の中にございます「快適で魅力のあるまちづくり」の中の交通体系の整備について、これは本市の交通施設や交通対策など、総合的に一体的なまちづくりを進める観点から将来を見据えて、国道や県道など幹線道路をはじめ、市道、駐車場、公共施設などを包括した総合交通体系調査を行うとあります。

まず、本市を大きく分けますと、太宰府地区と水城地区に大別できると思いますが、太宰府地区は天満宮や九州国立博物館を中心とした歴史と文化の調和のとれたまちとするならば、水城地区は区画整理を中心とした新しい顔を持つ活気あふれるまちとして、今後の人気スポットとして発展していくのではないかと考えられます。

本市西地区の道路や交通網を考えますと、南北に九州縦貫道、JR鹿児島本線、そして国道3号線と西鉄大牟田線が一部平行して通っています。そこを東西につなぐ主幹線道路といたしまして長浜・太宰府線が太宰府地区と水城地区をつないでいます。

西地区の今後のまちづくりとしては、JR太宰府駅の建設や、看護専門学校の跡地の利用計

画、通古賀・吉松東地区土地区画整理事業、国分地区の市街地整備事業などが計画されており、相当の人口増が予想されます。主幹線である道路は、向佐野から坂本へ抜ける関屋・向佐野線が通っており、道路整備も計画されておりますが、この道路は西鉄大牟田線の踏切と国道3号線の信号機が重なるようにあり、現在でも朝夕は落合橋まで渋滞しております。そこに、これだけの事業が完成すれば、地域からの車の流れ込みも考えられ、大渋滞になるのは火を見るより明らかです。これを解消するための抜本的な対策が必要と思われませんが、市の考え方を伺います。

2点目は、第5の施策「文化の香り高いまちづくり」の中の蔵司跡の用地取得と活用方法について伺います。

蔵司は、飛鳥、奈良、平安時代の約500年にわたり、九州の9国3島を統括した大宰府政庁の官衙の一つです。この官衙といいますのは、官庁それから役所ということになりますけども、政庁が担った内政、外交、軍事の拠点のうち租税の出納事務を担当し、倉庫を管理していたと文献にはあります。蔵司には礎石が残っており、倉庫や事務所棟と推定されます。全体で約5万2,000㎡で、1966年から買収を始め、既に約2万4,700㎡を取得、今回は残りの約2万7,300㎡の所有者11人と同意されているようですが、どのような計画で今後買収されていくのか。また、「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」の中に蔵司の復元とありますが、どのような活用を考えておられるのか、伺います。

第3点目は、昨年3月20日に、ちょうど1年になりますが、私どもにとって初めて経験いたしました福岡県西方沖を震源とする地震が発生いたしました。皆様もそれぞれの場所で体験されたと思います。最初何が起きたのかわからず、地鳴りと木々の揺れ、そして足元のうねり、ただただその場に立ち尽くすだけでした。私たちが住んでいる福岡は大きな地震はないものと思っていただけに、ショックでした。

本市では、2つの活断層が通っていると聞いております。1本は警固断層、もう一本は宇美断層です。自分たちが住んでいる地域にどのように通っているのか知っていれば、それなりの対策なり心構えができると思いますが、調査されているのなら、その報告を市民にお知らせする必要がありますと思いますが、市としてどのように取り組んでおられるのか、伺います。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まず、1点目についてご回答申し上げます。

お尋ねの西鉄踏切付近の渋滞の緩和策につきましては、洗出交差点と西鉄踏切との距離が短く、渋滞しておりますことは承知いたしております。現在、落合橋の改築とあわせまして、市道関屋・向佐野線の西鉄踏切付近も改良計画になっておりますことから、渋滞の緩和に結びつくものと考えております。

また、平成18年度には将来の西部地区のまちづくり構想も含めまして、本市全域の交通体系の整備を図るために、総合交通体系調査を実施する予定にしております、この関連機関とい

たしまして、国、県をはじめ西鉄やＪＲ、さらには太宰府天満宮などの関係機関や団体で構成いたします、仮称ではありますが、総合交通問題懇話会というものを立ち上げ、開催をしながら交通体系基本計画の策定に取りかかっているというふうを考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 先ほどですね、改良計画を行うということで言われましたけれども、これは具体的にどのような改良計画なのか、教えていただきたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 具体的に今西鉄の方と協議をいたしております。今2車線ですかね、それをもっと広げることができないかというところでの3車線、そういうもので計画をしております。その協議をいたしておるところでございますので、まだそれが可能かどうか、多分陸運局なり国土交通省、そういうものの了解が必要かと思っておりますので、まだ確定はいたしておりませんが、市としてはそういう方向で考えておるということでございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 通古賀・吉松地区・国分の地区市街地整備計画ですね、それと先ほど言いました区画整理の関係ですけども、このところは大体人口としては、どの程度予想されておられましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 通古賀、それから吉松東、国分の一部地区ありますけれども、現時点では約2,000人の人口を計画、予定をいたしております。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） そこに2,000人という方が張りつかれるわけですね。それとですね、先ほど私の方で言いましたＪＲの太宰府駅の建設ですね、それに伴って交通量は増えると思いますよね。

それから、看護専門学校の跡地、これをどのような形で利用されるかわかりませんが、これも当然車の出入りが増えてくるんじゃないかという気がしております。

それから、既存の団地でございますけれども、長浦台、それから青葉台というのがありますけれども、そういったふうなところからの今後の車の流れ込みといいましょうか、そういったものが入ってきますと、当然あそこで西鉄の大牟田線の踏切、それから国道3号線の側道といいましょうか、そこにちょうど2つ並んで信号なり踏切があるものですから、それで非常に混雑すると思われるわけですね。

1つ、例として見ていただければわかりますけれども、西鉄都府楼前駅をちょっと想像していただきたいと思いますが、あその都府楼前駅というのは踏切がありまして、そして3号線があります。だから、踏切の遮断機と3号線の信号機というのがありますけれども、あそこを通るのは私は一番大嫌いなんです、ここはちょうど踏切がですね、遮断機があります

と向こうの3号線の信号が青なんですよね。それで、今度逆にですね、渡るうとすると今度3号線の信号が赤なんですよね。それで、非常に渋滞し、非常に気分が悪くなるんです。これが、ただ一回だけならいいんです、それが交互に来ますとね、ええもうくそと思ってですね、本当にターンして帰りたくなるわけですよね。これは、あくまでも都府楼前駅でこの程度です。で、この都府楼前駅というのはですね、どちらかということこれは幹線道路じゃありませんから、それで大体人が来られるというのは駅の送迎関係が多いような気がします。だから、あそこを通過されるというのは割に少ないんですね。少なくともやっぱり込んでおりますよね。それが今後、あそこに先ほど言いましたように区画整理がされて人口が張りつきます。それと、当然あそこは道路整備もされましようけれども、今言われました2車線を広げて3車線にするというふうなことですけれども、この3車線にされるというのは、落合橋も3車線という考え方でいらっしゃるのでしょうか、お考えの中に。そこをお尋ねしたいんですが。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今の考え方では、落合橋を過ぎて今公園予定地にしております、もとの落合浄水場ですね、そこから左折レーンといいますか、そういうものを構想としては持っているということでございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 長浜・太宰府線がですね、開通して大分になりますけども、非常に道路として整備されて、そして私どもはですね、南ヶ丘それから大佐野から行きますと非常に便利なんです。JRの部分もアンダーになりまして下を通りましたからね。そして、西鉄の大牟田線の部分は今度上を越えますから、込まないんですね。ただ、信号機は何か所がありますけども、それは数分で変わりますから、まあ大したことはないですね。だけど、やはりですね、最近といいましょうか、ここ何年か非常に便利になっただけ、それだけ交通量が増えましてですね、朝夕は非常に善光会館のところからですね、県道まで大体渋滞することが非常に多いわけですよね。そういうふうなことを考えますと、先ほど言いました場所も道路整備されて、それが広くなればですね、3車線じゃ私は間に合わないと思いますね。

それで、考え方としましてはですね、非常に難しいのかもわかりませんが、西鉄下大利駅まで高架ができますよね、だからその高架がそのままですね、太宰府を通過して筑紫野、要するに二日市までですね、高架になれば、これが最高なんだろうけれども、今現在ある高速道路ですね、あの部分、それと都府楼大橋というのがありますよね。あれがやっぱり高架になっているもんですから、ちょうどあれで高架になると、ちょうどあそこでぶつかるような形になりますよね。だから、ちょっと現実的には今すぐは確かに無理ではないかなと思っておるところでございます。

そういうことを考えますとですね、今の3車線で計画をしているということにつきまして、この3車線ができましたも、すぐ4車線にしなきゃならないという状態だって発生するような気がするんです。その次の手というのは、何か考えていらっしゃいますか。



議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） この道路計画と申しますのは、当面の一つの課題として、この西鉄踏切の3車線を今西鉄と協議中ということをお申し上げましたけども、やはり先ほども申しましたように、この西地区、西部地区の将来のまちづくりを考えたときに、道路一本を走らせたから解決するかという問題じゃございませんで、やはりJRの太宰府駅建設という大きなプロジェクトもございますので、これらを含めて将来のこの西地区の将来構想の中で、きちっとした道路整備も含めた計画をまずつくりたいというのが、先ほど申しあげました、国あるいは県を巻き込んだ中でこの懇話会を立ち上げながら、いろんな視点からいろんな意見を聞きながらまとめていきたいというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） よくわかるんですね。だけど、抜本的な考え方といえましょうかね、すぐにこのことが問題になってくるんじゃないかなという気がしてるものですから、そういうことでこの件について話させていただきました。

総合的なですね、そういう懇話会を立ち上げられて、そこでいろいろ議論なさるのは結構ではございますけれども、今すぐしなきゃならないことが、当然今後発生してきやしないかなという気がするものですから、それぜひとも再度ですね、考えていただきたいと思っております。じゃ、この件については終わりにさせていただきたいと思っております。

じゃ、次に入らせていただきます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 次に、蔵司跡の用地につきましてご回答申し上げます。

蔵司跡は、大宰府跡を物語る上で、昔の役所である大宰府政庁跡とあわせて、その当時の財政をつかさどる重要な遺跡であることから、重点的に公有化を推進しています。

1点目の今後の買収計画につきましては、未買収面積が2万6,000㎡あります。国、県の補助金を確保するための要望活動とあわせて、当該地を平成17年度から平成21年度までの5か年をかけて買収したいと考えております。

なお、平成17年度には蔵司跡用地取得のため、補助金の追加要望を文化庁、福岡県に行い、1億円の追加補助が認められ、一部を契約したところでございます。

2点目の活用計画につきましては、蔵司跡は特別史跡大宰府跡に含まれる中心的な遺跡で、特に大宰府政庁跡は、特別史跡大野城跡を背景に象徴的な場所となっております。

また、重点的に調査研究及び整備と活用が図られてきた地区であります。このようなことから、蔵司跡の活用につきましては、平成17年3月に策定しました太宰府市文化財保存活用計画の方針に基づき、市民や来訪者が史跡を身近に体験できる場所として、まただれもが古代大宰府の風景をイメージできるような地形景観を念頭に置きまして、今後整備及び活用につきまして文化庁、福岡県との役割分担を含めまして協議をしまいたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 蔵司はですね、先ほど言われましたように政庁の中の一部という取り扱いになっております。政庁を正面にして、政庁の西側に蔵司があるわけですね。で、東側に水時計の一種、漏刻台が置かれたと言われる月山があります。そして、背後にですね、山城ですね、大野城があるわけですね。このような非常に大事な場所になっているわけでございますので、軽々に何をつくる、こうする、ああするというのは非常に難しだろうという気がしております。そういうふうなことで今後ですね、非常にこの扱い方については委員会なり、そういう大きな何か組織の中で考えていただきたいと思っておりますけれども、確かに保存ということも非常に大事ではございますけれども、何とか先ほど言われましたように市民にもですね、開放していただいて、市民のいやしの場となるようなですね、また施設が建てられるようであれば、そういうことも含めてですね、考えていただきたいと思っております。

以前ですね、政庁の利用ということで、なかなか文化庁の方から認めていただけなかったということがございますけれども、過去にちょうど20年ぐらい前になりますが、商工会の青年部の方ですね、薪能を2度行ったことがあります。それから、天満宮の秋思祭ですね、それから青年会議所、JCによるベートーベンの第九の演奏会というふうなことで、ここで催し物が政庁で行われたことがあります。そういうふうなことで、少しずつ文化庁の方もそういったことについては認めてきているようでございます。現在では、市民政庁まつりというのがですね、毎年ここで行われまして、市民に対して非常にいやしの場というふうなことになっておるようでございます。

それから、議長がですね、よく遠方に行かれたときに、私が視察に来られた方に対して代理で出席してあいさつ等を交わす場合があるんですけども、来られたときにですね、よく話に聞くのが、非常に落ちついたまちですねということをですね、よく言われるんですよ。こちらとしても非常にありがたいなと思ひまして、ありがとうございますということでお話するんですけども、やはり外部からお見えになった方にとっては、太宰府市といいますと一種独特の雰囲気があるのかなという気がしております。内部におりますとなかなかですね、そういうふうなところが見えませんが、やっぱり外部の方たちはそういうふうな目で見えてあるんだと、少しずつではございますけれども、施策が浸透してきているのかなという気がしております。

そういうふうなことで、この蔵司の利用についても、しっかり今後ですね、対策を練られて、お願いをしたいと思っております。

この件については終わります。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 本市の活断層はどの辺を通っているのかというお尋ねですが、現在まで行われました調査によりますと、本市には、ご指摘のとおり警固断層と宇美断層の一部が位置

しております。

警固断層につきましては、平成7年、平成8年度に福岡県が調査を実施しまして、福岡市の中心部から春日市、大野城市、本市南西部を通り、筑紫野市付近まで達するというので、約18.5kmの長さだというふうに言われております。現在、昨年3月20日に福岡県西方沖地震が発生したことから、国の委託を受けまして、独立行政法人の産業技術総合研究所活断層研究センターが現地調査を行っていたところでございます。

また、宇美断層につきましては、平成16年10月に公刊されました都市圏活断層図「太宰府」において新たに存在が示されたものでありまして、詳しくは現在福岡県が調査を実施しているところでございます。大まかな位置につきましては、糟屋郡の須恵町から宇美町を経まして、本市の北谷区の山浦地区に至る、長さ約8.6kmというふうにされております。

次に、その位置に建っている建物についての住民説明につきましては、断層の位置すべてがまだ明確にはなっておりませんが、現在行われております調査結果をもとに、県や調査機関とも連携しながら住民の皆様への情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

9番（大田勝義議員） 台風はですね、南方で発生しまして、それでどのように通ってきているかというのは宇宙から見えますから、大体何日の何時ごろということで、天気予報でわかりますよね。ところがですね、地震というのはいつ来るかわからないんですね。例えば、トイレに入ったり、お風呂に入ったりですね、寝ているときに来るかもわかりません。そういうふうなことで、今回の地震につきましてはですね、終わって地震があった後、非常に何ていいますか、いつも何か揺れているというふうな感じを持たれている方がたくさんいらっしゃるんですね。非常に何か揺れているよというふうな感じで。それだけ皆さん方の心に強く深くですね、残っているんだなという気がしております。

昨年ですね、会派の視察で名古屋の防災センターに行っていました。震度7という状況で体験をしたわけですが、非常にその震度7のですね、建物の中に入っていましたけれども、あの揺れ方から想像しますとですね、これじゃあ木造の建築じゃとてもじゃないがもたないなというふうなことで、それと中にあるいろんな備品関係はまるきり吹っ飛んでしまうなというぐらい怖い体験をしました。これは、あくまでも体験ですからね、実際やったことではありませんので、当初は半分笑いながら参加していたけども、実質ですね、固定してあるいすにつかまってですね、とまるのをじっと待っていたような気がします。名古屋では、過去に伊勢湾台風というのがございましてですね、非常にその被害が大きかったことから、防災体制というのは非常に整っているわけですね。そういったふうなところを私どもは視察をさせていただいたわけですが、自分の家は自分で守るというふうなことですね、やはりそれぞれの方が非常にそういう意識が強くなっているんじゃないかなという気がしております。

そういう中で、今は非常に耐震設計ということで住宅等もされてはおりますけれども、ただ

わからないのが地盤のことなんですよね。当然地盤については、家を建てる方がどういう地質なのかということでボーリングをされて調べられますけれども、この活断層がどういうふうに通っているかということは非常にわからないんですね。

だから、まだ調査中というふうなことではございますけれども、それがですね、県なり国の方から調査ができましたら、早々にですね、早目にどこの、どういっただれだれさんの近くを通っているよというふうなことも早目に知らせていただければですね、設計、要するに家を建てるときの参考にさせていただいたり、また位置をずらしたりですね、そこを避けて家を建てるということができないのではないかという気がしておりますので、ぜひともそういうような方で早急をお願いをしたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員の個人質問は終わりました。

ここで15時50分まで休憩いたします。

休憩 午後3時36分

~~~~~

再開 午後3時50分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認め、本日の日程終了まで延長いたします。

次に、8番渡邊美穂議員の個人質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

来年度の施政方針において、市長は予算編成に当たり行政評価と連動した施策別枠配分方式を用いたと述べられました。これまでの各課ごとの枠配分から、施策ごとの枠配分へと変更して予算編成を行うことは、全国的に見ても先進的な取り組みでありますし、当然太宰府市においても初めての試みだと思います。したがって、この方法も試行段階であることは理解しております。

先日、会派の視察で鳥取県倉吉市を訪問しました。倉吉市は、太宰府市でも用いられていますJMACのモデル都市として総合計画を策定されました。その大きなポイントは3つあり、これまでの事務事業から施策目標を中心とした計画策定への変更、計画事業の事業費による進行管理から5年を目途に施策を達成するための行財政運営への転換、積み上げ型の計画から市民起点による政策課題解決のための計画への変更を主軸に置いた点だそうです。

私は、太宰府市のこの新しい試みにおいても、一番肝心なのはこれまでの考え方から発想を大きく変えなければならないことだと思います。施策に応じて行政機構を横断的にまたがったいわゆるプロジェクトチームのようなものの中で基本事業の検証を行い、それを統括する職員によって構成される全庁的な会議の中でそれぞれの課題などを徹底的に検討し、優先順位を決定していかなければ、基本事業に基づく各事業を絞り込むことは大変に困難です。また、その優先順位を決める会議の中で市民から見た課題も含めた議論が行われることが重要です。そして、その上で初めて、施策ごとの基本事業とそれに基づく各事業の数値であらわれないものも含めて目標を設定し、達成するまでの時間も決定できると思います。

そこでお尋ねしたいのは、まず、今回の予算編成に当たり、施策やそれぞれの基本事業の優先順位はどのような過程を経て決定されたのかということです。つまり、だれがどのような形でそれを決定していったのか。予算書で渡された結果よりも、施策ごとの予算編成に当たってはその過程が非常に重要になるからです。

次に、これまで各課ごとの枠配分方式での課題を克服するために今回の新しい方法を取り入れられたと考えますと、まずこれまでのやり方において何が一番大きな問題だったのかを検証する必要があると私は考えます。そこでお尋ねしたいのは、これまでの施策ごとの基本事業はどのような方法で進めてこられていたのか。そして、そこにどのような問題点があったのでしょうか。

さらに3番目として、今年介護保険法、税法の改正が行われ、また新たに自立支援法が施行されます。法改正や新しい法の施行によって各担当課では国からの情報が届くのがぎりぎりであることや、改正によつての事務の混乱なども予想され、想定外の事象が発生する可能性がないとも限りません。私は既にそれに関連するもので相談を受けています。また、例えば先日五条区において市道の振動問題について行政側の出席を求め、改善を要求しました。これまで約10年間この問題を言い続けてきた住民は、3年前の大水害の災害復旧のため2年間はさらに我慢されていましたが、昨年の国博開館以来その怒りは頂点に達しています。大きな金額ではなく、款別流用の議会の議決を待てないほどの緊急な事例が発生した場合や施策の中の事業から漏れた市民の声に対し、施策評価にどのように反映し、新しい予算編成方法の中で行政はどのように対応していかれるのか、お伺いいたします。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま渡邊議員から行政評価と予算編成に関する質問でございますので、一括して回答させていただきます。

まず、施策の優先順位を定めるための基準につきまして回答申し上げます。

本年度の四役、部長によりまず政策評価会議を行うに当たりましては、成果実績値を可能な限り把握いたしまして、各施策の成果実績の水準がどのようになっているかという観点から検討するため、経年比較、近隣他市町村との比較、市民期待度との比較、この3点、またあわせ

まして、施策に対する市の裁量余地、施策そのものの歳入増への貢献度を基準にして設定しております。

それから2点目のこれまでの施策ごとの業務の進め方ではありますが、平成17年度予算につきましては、課別の枠配分に基づきまして予算編成を行い、事務事業を執行してきたところでございますが、この間事務事業の見直しを行いつつ進めてまいりましたが、施策目的達成への手段としての事務事業が組織割でありましたために、施策目的に対する事務事業の有効性あるいは効率性を組織横断的に議論、検証する場や仕組みがなかったものだと考えております。このことから、行政評価を取り入れることによりまして、成果指標に基づく政策課題の発見あるいは優先順位の設定、市民と行政の目標の共有など、限られた財源の中での行政活動を見直しまして、また組織の体質改善、人材育成にも資するものと考えております。

3点目の予算配分に反映されていない場合の対応でございますが、これまでも法改正への対応など、予算編成後必要やむを得ないものにつきましては、補正予算や予備費で対応したところでございますが、これは施策別配分方式におきましても同様に対処いたすことと考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私は、この施策ごとの枠配分方式というのは民間企業的な発想をもととしておりまして、予算の効率的な使い方として高く評価をいたしております。しかし、市長の政策を実現するための施策とそれに伴う各事業を決定する過程がどのようなものであるのか、また数字であらわせないものも含めて施策評価をどのように行っていくのかによってこの予算編成方法の評価は全く変わってくると思っております。

先ほど申し上げましたこの倉吉市におきましては、まず初めに市長と各部長の間で施策の組み立てについて検証を行うところから始めておられます。そこでは、それぞれの施策について市長とそして各部長の間で問題意識に必ず大きなギャップがあるということ、それをお互いに気づくということが一番大切だということでした。そのギャップを埋めていかなければ、全体の改革は絶対にうまくいかないと断言されておられました。

太宰府市において、このような作業は行われましたでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 今回平成18年度に向けまして経営方針を策定したわけでございますが、そこに至るまでの経過の説明をさせていただきます。

まず、全課長職を対象にした施策評価の実務研修会を4月に行っております。これ平成17年の4月です。

それからさらに、全課長を対象とした施策の評価、それからモデル評価の会議、実務研修会を5月に行い、施策統括課長によって作成されました平成16年度の施策評価表の内容を確認、チェックいたしております。

それから、昨年度の施策成果を振り返る議論を通じて、施策評価を実務として習得していく

研修を行っております。

それから、四役、部長による全庁政策評価会議を6月24日と7月7日の2日間。行政評価システムを全部長、四役が理解を促進するため、講師を招きまして実務研修を行いました。

それから、来年度の予算編成に反映するために、施策統括課長において作成された44施策に関する施策評価表に基づく施策の優先度評価と平成18年度の本市の経営方針を設定していくという意見を統一いたしております。

それから、8月25日と29日に全課長職を対象に新年度の企画実務研修を実施いたしまして、経営方針の提示後に必要となる課長職の事務事業成果優先度評価、コスト削減優先度評価等に関する知識や新年度企画に関する実務の進め方を習得していただいております。

そういう経過を経て、施策評価表を9月の決算議会に提出したところでございます。

さらに、最終的には経営会議で予算の配分をしていくということになりますので、第1回の経営会議を9月28日、第2回の経営会議を10月1日ということで行いまして、その経営会議の中で進め方の議論をいたしまして、部長職による経営会議の幹事会で対応についてまとめようということになりまして、経営会議の幹事会を3回。それから、1回目、2回目の経営会議からさらに3回目を開催しまして、最終的には8回の経営会議の中で予算の配分を決めたところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私が申し上げたのは、今経過説明をしていただきましたけれども、実際にそれぞれの部長がですね、各事業の問題点とかそういったものを下の方の職員の方からいろいろ上げてこられているそういった現場の意見、それと市長自身がご自分の政策を実現するために考えていらっしゃるその部分の問題意識にギャップがあるかないかというところをまず埋めていかなければならないのではないかなというような内容でちょっと質問させていただいたんですが、今の経過を聞いてみますと、研修会は行われたようなんですが、そういった忌憚のないような形での問題意識をぶつけ合うような会議がまだ行われていないのではないかなという気がいたしました。

私は、市長の政策はもちろんすべて大切だと思うんですけども、それを全部同時にですね、実現に向けて推進するという事は現在の財政状況を考えても非常に困難だと思っています。そのため、本市の状況を顧みながら優先順位を決めて、現在太宰府市にとっての重点施策を決定し、様々な基本施策と連動させながら予算の枠配分を行うことが大切だと思っています。

昨年9月の議会で渡されました行財政経営改革方針ではこの点を明確に見ることができませんでしたが、施政方針において子育て支援というのは重要施策だというふうにおっしゃいましたが、あくまでそれは重要だということであって、最も重点的に行っていく施策の検討というのは行われましたでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 先ほども申しましたように、総合計画から44の施策があるということで、その44を全部カード化したしまして、そして、4人1組で、これは四役、部長ですけども、班をつくって、それぞれ歳入増に結びつくもの、それから結びつかないもの、それから成果水準が低いもの、それから高いもの、それぞれの施策で班別に論議をいたしました。その中からすべてのデータを出しまして、出てきたものが現在の経営方針という形になっております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 先ほどご紹介いたしましたこの倉吉市なんですけれども、財政面や今後の市の発展を考慮した結果、重点施策といたしまして若者の定住化というふうに定めております。若者が定住しない原因を追求した結果、それがまず住宅環境を整備するため市街地の整備、子育て支援の充実、雇用の維持と確保、買い物などの利便性を考え商工業の振興、地域資源を利用した観光業の振興、効率的な行政体制の確立などの各施策をですね、重点施策の事業として数値で各年度の目標を設定し、平成20年を目標に特に重点施策に連動する事業への予算配分を重きに置いて行っているということになっています。

このようにですね、施策ごとに予算を枠配分する場合は、これまで各課で担当してなかなか横の連携がうまくいかなかった政策の実現に向けて予算を後ろ盾に具体的に進めていくことができるという大きな利点があります。その利点を限られた財源で最大限に生かすためにも、まずはその重点施策を決定する必要があると思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 市の行政の基本的な私の取り組みは、第四次総合計画に基づく大きな柱で行政を進めてまいりました。また、歴年の実施計画につきましても、その実績を踏まえながら進んできたわけですが、先ほど部長が申しましたように、この限られた予算の配分、これをいかに効率的にするかという見直しを行ったわけですが、今申されましたように、それぞれ部のやりたい事業は山ほどあるわけですが、市民のニーズにこたえる課題も多いわけですが。と同時にまた、市民の皆さんの既得権益の確保といいますがそういうニーズもあるわけですが、そういうものすべて縦割りではなくて、いわゆる通常で言います横断的なプロジェクトを中心とした優先順位をつくらうと、その過程の中で今申したいいろいろな研修あるいは幹事会、経営会議等を行った結論でございました。ただ、予算編成に当たりまして、いわゆる非常に財源が厳しい、その歳入確保が厳しい。そしてまた、ここ二、三年災害の被害等の復旧に多額の費用を要したと、等々の問題がございまして、具体的に優先順位をすばっと決める過程には至っておりませんが、そういう形で今回進めてきたつもりでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） それでは、ちょっと私は個人的に今後を期待をしたいと思っております。

す。

行政評価と連動したこの枠配分ということなのですが、私どもが昨年いただきました施策評価は漠然としたものでありまして、皆様方に本日資料としてお配りしておりますのは、これ倉吉市の実施計画の中に入っている施策ごとの評価のごく一部なんですけれども、ご覧のように施策ごとに具体的な目標が年度ごとに数値で設定をされておりまして、数値であらわしにくいところもこのような形で出しておられます。この網かけになっているところが先ほど申し上げました重点施策に関連した施策ということになっています。この目標値の下には毎年この実績値を表記するようになっておりまして、これを見れば市としてどういう施策を重点的にいき、どの程度実績を上げ、そのために予算が一体どれくらい必要なのかということが大体私たち議員が見てもすぐにわかります。

今度の決算におきましてですね、このような施策評価、このとおりとは言いませんが、太宰府市に合った形での施策評価を出していただくことはできますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 手法は違うんですが、太宰府市でも事務事業評価表という表がございます。これは、44の施策に連動した形でぶら下がっていると。その数が今回で600ほどございます。その事務事業についてすべて評価表を提出させておりまして、現在行政経営課の方で取りまとめをしているところです。

この中に、倉吉市とは手法が違うんですが、総事業費、それから指標等の推移という欄もございます。それから、目的の妥当性評価とか有効性評価、それから効率性の評価、それから最終的に公平性の評価というようなことから、公共関与の妥当性とかですね、成果の向上の余地はあるのかと、そういうチェック項目がございます。この表が600ぐらいあるということで、もっと細かくすれば800とか1,000という数字になろうかと思えます。

そういうことで、これは、事務事業評価表はそういう数になるもんですから。お見せできないことはございませんので、必要であればお見せいたしますので、施策評価にとどめさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） かなり資料が膨大ですね、それを要求することは非常に難しいわけですが、先ほどの倉吉市の場合はわずか五、六ページで40の施策評価をすべてまとめ上げておりまして、これも議会にもう既に、市民にも提出、ホームページにも出しているわけですが、こういった形で情報公開をしていただくと、市民にも議会の方にも非常にわかりやすいと私は思っております。

それぞれの施策ごとの基本事業につきまして、まず施策実現のために各現場で発生している様々な問題点を全庁的に把握いたしまして、その原因をつきとめると同時に、市民や議会からの指摘もあわせて考慮して、それに対応できるチーム編成を行うことから始めなければいけないと思いますが、その際これまで担当課だけの概念で考えてしまうと、せっかく施策ごとに予

算を配分しても、本当の意味で市民の望む施策の実現には至らない場合があると思います。そのようなチーム編成と申しますか、施策ごとのチーム編成はもう行われているのでしょうか。

先ほど、施策の数が44あるということでしたけれども、もしチーム編成が行われているとしたら、そのための全庁的な部長を中心とした会議、先ほど経過説明の中にあっただと思います。が、そのためにその部長会議が行われたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） それぞれの施策につきましては、それぞれ関係した課長がチームをつくりまして、その中に施策統括課長がリーダーシップをとってその施策について取りまとめていくということになっておりまして、その進行管理につきましては、財政、企画、それから行政経営の担当レベルで常に連絡、協調を図りながら進めております。

それから、今回見直しをしました総合計画の後期基本計画も、この事務事業評価と連動させるためにそれぞれに番号を打ちまして、コンピューター管理できるように進めているところでございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） ということはですね、これも倉吉市のものなんですけど、これがその施策と組織機構との関連というふうに一覧表になっていまして、先ほど例えば小柳議員の質問にありました市民参画によるまちづくりの推進ということでは、市民参画課、それから総務課、それから生涯学習課が担当しますよというふうに一覧表ですぐわかるんですね。これはもう持っていらっしゃるというふうに考えてよろしいですね。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） はい、平成18年度当初予算に係ります施策と組織の関連表という表がございまして、これにすべて関連課はチェックいたしております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） それでは、私もその表を後ほどいただきたいと思います。

本市のですね、この重要施策になっている子育て支援の充実について話し合うときですね、倉吉市の例にあるように、まずは充実していないと言われる原因は何かをその部長会議で話し合うことから始めなければならないと思います。そこではまず、子育て支援のために保護者が何を望んでいるかを知る必要があります。乳幼児医療費の問題かもしれませんし、学童や保育所の受け入れ児童数の問題かもしれません。また、乳母車や幼児、そして児童が安全に通れる道路整備かもしれませんし、母親や子どもの居場所かもしれません。各担当課でそれぞれ市民の声をたくさん聞いていらっしゃるでしょうし、また議会でも指摘されている問題もあると思います。その中で全体の予算も考慮し、検討した上で解決すべき問題を絞り込み、優先順位を決め、担当課を割り振ったプロジェクトチームが必要だと考えます。さらに、そのプロジェクトチームにおいて期限を決めた目標設定を行うことが必要ではないかと思えます。

そこで、具体的に聞きたいんですが、今回のこの施策別の予算において、この子育て支援の

充実という施策実現のためにどこの課が主管となり、またそのほかはどこの課が担当するようになっていますか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 子育て支援の充実につきましては、施策統括課長が子育て支援課長になります。それから、関係課が保健センター、国保年金課、学校教育課、社会教育課、それに市民図書館となっております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今、関係課も全部教えていただきましたけども、例えばですね、障害を持つ子どもの問題の場合、施策で言うとやはりこれも子育て支援の充実になると思いますが、私はそこに福祉課が入っていないということが非常に不思議です。今年自立支援法が施行されて、子どもも含んで大きく制度が変わります。その自立支援法については福祉課が担当します。つまり、障害を持った子どもたちについては、今おっしゃった課だけではカバーできないわけです。特に混乱が予想される初めての年に当たって、なぜ福祉課がチームから外れているのでしょうか。福祉課がそのチームに入っていないということは、自立支援法施行によって障害を持つ児童に起こることに対する予算もないということになるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 失礼しました。平成16年度の施策評価でお渡ししました施策評価表の中に福祉課は入っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） ということは、今回のそのプロジェクトチームの中にも福祉課は入っているということですね。

（総務部政策統括担当部長石橋正直「そうです」と呼ぶ）

わかりました。

今ですね、それでは福祉課の方からもう既に問題が挙がっているかもしれませんが、現実問題として母子家庭で母親がフルタイムで就労し、障害を持つ児童が自立支援法に基づき学校の送迎が支援費から外されるというような事例が起きています。学童も人数が多く、受け入れが困難であり、自立歩行の困難なこの児童はその母親が迎えに来るまで放課後家に帰ることすらできないという状況になっています。これは1例だけではありませんし、今後増加する可能性があります。

今、後から言われましたけども、これは4月からもうすぐに起こってくる問題です。緊急を要する事例だと思えますし、この施策ごとの枠配分を行う場合、特にその法改正によって起こり得る様々な変化についても、当事者であるその市民の声を聞きながら、全庁的に丁寧に検討しなければ、先ほどのご回答では福祉課も入っているということですが、類似するような問題が起きてくる可能性はあると思えます。

今回は該当しないかもしれませんが、もしですね、その施策を実施するチームに入っ

ていない課が担当しなければならない場合、担当課には予算が配分されていないわけですから、予算も含めて、先ほど市長の方は補正で対応するとおっしゃいましたが、議会に諮るほどの金額でもない、そういった場合にはもう専決でやってしまわれるというお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 市長が先ほども申しましたように、法の改正等によって発生してきます予算につきましては、補正予算に計上して議会の承認をいただいてから進めるということですが、すぐしなければいけないものも出てくる可能性はあります。その場合は、当初予算に計上しています予備費の流用とかそういうことで今も進めておりますし、今後も進めていきたいと、そういうふうに考えています。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） それでは、各施策ごとのこのチームがもうできていると思うんですけども、この限られた予算枠の中で施策を実現するためのその基本事業とそしてそれに基づく各事業を決定されたと思いますが、そのプロジェクトチームの中での検討会というのは全庁的にまとめて行われたのか、それともそのプロジェクトチームが自主的に行われたのか。もし行われたんだとしたら、大体平均何回ぐらい行われたんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 今回平成18年度予算を編成するのが初めてのこの取り組みでございまして、実際44施策を評価する方が先で、後で事務事業評価を提出させたというのが現状でして、政策統括課長が招集しましたのは、予算の枠配分を配分してから協議をされたというのが平成17年度の現状です。

今後はやはり、指摘されますように、どう子育て支援を進めていくかというようなことを事前に協議をしながら個別の事務事業を選択していくという手法になっていくというふうに考えております。

ただ、子育て支援事業の中でも事務事業が29もございまして、やはりそういう論議をしながら、やめるべきものもあろうし、新しく取り組んでいくものもあろうと思いますので、最終的にはそういうふうな形に進めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 市長にお考えをお伺いしたいんですけども、この施策別枠配分は、費用対効果を非常に高くし事業のスクラップ・アンド・ビルドを進める上で、大変に効果のある方法だと私は思います。それを思い切って採用されたことは本当にご英断だったと思います。しかし、この方法は、市長の政策を実現困難にしている原因を一番よく知っている現場の職員自身がその原因を取り除くための事業を検討し、自ら身を切ることも必要になりますが、事業をスクラップしたり、優先順位を決定する作業を行うことでその効果をさらに大きくすると思います。今年はまだ初めての試みということで、準備が十分だったとは言えないかもしれませ

ん。平成19年度に向けて施策評価シートに基づいて、課長も含めた議論を行い、その上で全庁的な部長間での原因解決のための徹底的な検証、そして及び、先ほどご提案いたしました、重点施策の決定を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまいろいろご提言ございましたけれども、予算を編成しこれを有効かつ適切に執行するというのが行政でございます。そのためにどうするか。枠配分はもちろんでございますが、枠配分いたしましてもその目的、効果が適切にできるか、これは行政の執行体制だと思います。その一番大きな弊害が、今までの縦割り行政でございました。今言われました子育て問題につきましても、あるいは高齢者対策につきましても、生涯学習一つとりましても、これは一課で担当できるものではございません。その時々々の執行段階におきましては全市職員が一体となって知恵を出す、そういう対策も必要な場合も出てくるわけでございまして、そういう執行体制につきましても、我々行政の中で、職員の自覚はもちろんです、そういう人材育成等にも努力するというのも先ほど申し上げた次第でございます。

枠配分につきましては、この効果、これは平成18年度の執行段階でいろいろまた問題点が出てくるかと思いますが、それは我々自身も謙虚に検証しながら今後の課題にしていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） せっかく来年度から新しい予算編成方法を採用されたのですから、これを最大限に生かすためにも、部長会議で出された各基本事業の課題や問題点など全職員で情報を共有し、それに基づく各事業内容についてもきちんと情報を共有することがまず大切だと思います。今までとは全く違った考え方が必要になってきますから、職員の方々の研修も必要だと思います。

また、施策の評価においてはJMACの様式を採用されるかと思いますが、特に数字に出ないものに関しては、まとめて市民アンケートなどを実施して市民がどのように受け取っているかを年次ごとに集計するなど、お互いにアイデアを出し合い、より効果を生み出すように努力をしていただくよう要望いたしまして、質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の個人質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の個人質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い2点伺います。

まず1点目に、国民保護法についてお尋ねをします。

2004年6月に成立をした武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、略して国民保護法は、日本有事の際に地方自治体や指定公共機関などに住民の避難計画や救援、復旧などの国民保護計画を策定することを義務づけるもので、今議会で議案提案をされている

国民保護協議会でこの計画の策定業務が進められることとなります。

外部からの不当な侵略があった場合や大震災、大規模災害のときに、政府や地方自治体が国民の保護に当たらなければならないのは当然のことです。しかし、有事法制における国民保護計画は、災害救助における住民避難計画などとは根本的に違うものであることを認識しなければなりません。

国民保護・救援計画において有事と災害の相違点は何かとの質問に対し、政府は、「災害は地方が主導するのに対し、有事法制は国が主導する」と説明しています。そして、地方公共団体の長が総理大臣の指示に従わない場合、あるいは長は指示に従っているけれどもその職員が動かない場合はどうするのかとの質問に対しては、内閣官房長官が「結果として内閣総理大臣の指示に基づく所要の対処措置が実施されないときは、自ら対処措置の実施を行うことができる」と、自治体が協力拒否をしても総理大臣が代執行権をもって強制的に協力をさせることができるとなっています。

問題は、自衛隊や国民に実害が発生してもしていなくても、政府が武力攻撃事態等だと判断をした瞬間から、地方自治体は団体自治としての権限のすべてが奪われてしまうことです。自治体や指定公共機関が国の命令でがんじがらめにされる中、本当に住民の保護救済を優先とした計画になるのか大いに疑問であり、有事における住民の避難に現実性がない一方で、国民保護法が平時から行うとしている訓練や啓発は、戦争国家体制づくりを進める上で非常に重要な意味を持ってきます。

まず最初の質問として、仮に武力攻撃事態等が発生した場合、米軍や自衛隊の侵害排除のための活動が優先されるのか、それとも市民の避難や救済が優先をされるのか、この点について政府はどのような回答をしているのか、お伺いいたします。

2点目に、国民保護計画の要旨についてと防災計画との根本的な違いについてお尋ねします。

3点目に、国民保護法に定められている罰則の内容について回答をお願いいたします。

次に、2点目の障害者自立支援法について伺います。

2005年10月に障害者自立支援法が成立をしました。自立支援法の最も大きなねらいは、財源を支え合うというたい文句のもと、国庫負担を削減することにあります。障害者とその家族に新たな金銭的、精神的な負担をもたらす改正ですから、今まで受けていた必要なサービスが受けられなくなるという方を出さないように、市として対応していただきたいと思います。

まず、4月から福祉・医療サービス利用時の負担が生活保護世帯以外の人はずべて1割負担となりますが、もともと応益負担は障害者福祉とは相入れない負担方式です。障害が重く多くのサービスを必要とする人ほど負担が重くなり、お金がなければ支援が受けられない事態が出てきます。国は、負担が増えないように配慮すると利用者負担の軽減策を講じはしましたが、不十分な上に複雑な仕組みですので、文書の通知だけでは認識が難しいのではないかと思います。障害者や家族の立場に立ち、支援費の利用状況や負担、世帯分離、税金などに

ついて個別の相談支援が緊急に必要だと考えます。減免は申請が必要で、4月から受けるためにはおおよそ3月の初めまでに申請をしなければならないと思われませんが、しかしながら厚生労働省からの通知が遅れたり変更になったりで市町村の現場では十分な周知ができていないのが現状のようです。

そこで、現在の周知状況と申請状況、あわせて4月以降の申請になると申請した月からしか減免されないとのことですが、さかのぼって減免ができるよう猶予期間を設けられないかについて回答を求めます。

次に、公費負担医療について伺います。

4月1日から、公費負担医療のうち、育成医療、更生医療、精神通院医療の3つの制度が自立支援医療へと変わります。自己負担の仕組みが大きく変わることによって、大幅な負担増とともに、心臓手術や人工透析などの高額医療費がかかる疾患ほど給付範囲が大幅に縮小されることとなります。

育成医療や更生医療はこれまで所得に応じた応能負担で、精神通院医療では5%負担でしたが、自立支援医療ではすべて原則1割の応益負担になり、あわせて入院中の食事代などもこれまでは公費負担でしたが、全額患者負担となります。今度の改正により負担が増えることで受診を中断あるいは延期し、障害の重度化を招く事態が生じかねません。今回の自立支援医療制度には月額の高額医療費が高くなると、給付対象外になってしまうという大きな問題があります。その場合、医療保険制度の高額療養費制度による負担の上限額が自己負担分となりますが、とりあえず病院窓口では3割分を立てかえなければなりません。これを立てかえ払いしなくても済む措置として、受領委任払い制度を設けることや、あるいは全額無利子の貸付制度を設けるなど、負担軽減策をご検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、再質問については自席よりさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） まず、国民保護法についての質問についてご回答申し上げます。

これは、国民保護法につきましては、国、県、市町村の分担等々、詳細にわたるわけですが、ただいまお尋ねの仮に武力攻撃事態等が発生した場合、米軍や自衛隊の侵害排除の活動と市民の避難や救済とではいずれが優先するのかについてお答えいたしたいと思えます。

この件につきましては、非常に難しい問題でございますが、その場その場の状況によって具体的に判断していかなければならないと思っております。この件に関する政府の公式見解がないことを確認いたしております。

次に、国民保護計画の要旨と防災計画との根本的な違いについてですが、防災計画は自然災害を想定したものであり、第1次対応者は市町村になりますが、国民保護計画は武力攻撃等や緊急対処事態を想定したものでございまして、国の指示に基づく指揮系統になり、法定受託事務として位置づけられておるところでございます。

次に、国民保護法に定められておる罰則の内容につきましては、危険物資やあるいは原子炉

等に係る武力攻撃の災害発生時の防止のための措置命令違反、交通規制に対する違反等、12項目に対する罰則が定められているところでございます。

いずれにいたしましても、市民の生命、身体、財産を守るということは、私どもの役目でございます。そういう認識に立って今後の対処、研究していきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） この国民保護法はですね、2004年6月に成立をいたしました有事7法のうちのひとつなんですが、私たち国民に直接関係のある法でありながら、その内容についてはほとんどが忘れ去られているといいますか、知られていないというのが現状ではないでしょうか。今回議案として出てきましたので、改めて勉強いたしましたけれども、こんな憲法違反の内容がよくまあ簡単に通ったもんだなあ。これがですね、本当に国家にかかわる重要な法案でありながら、たったの2か月の審議で国会を通過してしまっているわけですね。当時は米軍がイラク全土を占領し、日本の陸上自衛隊がサマワに駐屯をしているときでしたから、アメリカの要求に沿って強行成立をさせたというところでしょうけれども、とにかく法の中身が国民に詳しく知れてしまうとやっぱり反対運動が大きくなってしまおうという、そういう憂慮も当然あったと思います。そういう視点からこの法律の中身を見ますとですね、やはり国民の保護というよりも有事体制づくりの強化に主眼が置かれているように思います。

例えばですね、米軍が日本周辺で軍事介入をしたり、イラク侵略戦争のような戦争を起こしたとして、政府がそれを武力攻撃予測事態だとみなせば、自衛隊を戦闘地域にまで出動させることができる。そして、この作戦に自治体や民間企業、そして国民を強制動員させることができます。

また、国民保護を名目にですね、平時から戦争に備えるための体制をつくるのが訓練などを行うということで求められているわけですが、大体大きくこの2つの目的があると思うわけですね。

先ほど市長から罰則についての回答をいただきましたが、政府の要請を拒否したり違反したりすると、懲役何年とかですね、罰金幾らとかの罪に問われますし、また勤める会社にですね、政府が協力要請をしたとします。で、業務命令で戦争に協力しなければならない。しかし、それを例えば私は戦争には協力できないと言って断ったりすればですね、国の罰則はないにしても、企業によって解雇などの処分をされると、そういうことは十分にあり得ます。

つまり、政府の思惑一つで国民の生命や財産、言論の自由というものが、本当にありとあらゆる人権が規制をされてしまう。そういうある意味怖い法律なんだと、私はそういう認識を持っています。

そこでまずお聞きをしたいのは、武力攻撃事態等として現実的には日本領土が他国から攻撃を受ける事態は可能性が低いことを政府自身認めております。にもかかわらず、弾道ミサイル攻撃やゲリラ攻撃など4類型挙げてですね、こうした保護計画をつくりなさいと言ってるわけですが、実際この保護計画は立てられるものなのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） ご指摘のように、弾道ミサイル攻撃やゲリラ攻撃など具体的に内容を理解するのは非常に私自身としても難しゅうございます。

しかし、来年度いっばいに計画をつくりなさいということでございますので、計画策定に当たりますとは、国が示しております市町村の国民保護モデル計画を中心に行わざるを得ないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） おっしゃるように、モデル計画というのがありますね、結局本当にもう形式的なものにならざるを得ないと思うんですけど、武力攻撃事態あるいは緊急対処事態というのは、いつどのように発生するか、具体的な予測というのはもう不可能です。中でもテロというのがですね、一番現実味があるということで、国会審議の中でも小泉首相がテロや不審船の例を挙げてですね、だから有事法制は必要なんだというような論立てを行いました。実際、この小泉首相の論立てで必要だと思った人は多いと思います。

しかし、これはやっぱりまやかしですね、大規模テロを含む緊急対処事態というのは後で追加されたものなんですけど、この緊急対処事態では是正指示や代執行はもちろん、相互調整そのものが準用されておらず、国が自治体を拘束する枠組みというのが実際存在しないんですね。ということはどういうことかと言いますと、緊急対処事態の対応は警察法制による予防や捜査、訴追並びに地方自治体を主体にした住民保護、そういう形になると。要するに、防災計画で事足りるということです。ですから、そういう意味では、国民保護計画のようなですね、机上の空論の計画に神経を使うよりも、地域の実情に応じた防災計画の充実を図る方がはるかに合理的だと思いますけれども。

何にしても、法で決められているからこの国民保護計画を作成して組織整備もきちっと図って訓練を行わなければならないというのならですね、市民の理解と協力のもとで進めなければ意味がないと思うわけです。で、その過程は当然議会や市民に常にオープンにしていだいで、市民の意見も幅広く聞き入れることをまず確約をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私たち、この法律は市民の財産、生命を守るということでございますので、市民の協力がなければいけないというふうに考えております。そのために、市民も加えた法協議会をつくりましてその中でも審議していただきますし、途中途中で時々によって皆さんにお知らせをしなければいけないものについてはお知らせします。

最終的には、この策定をしました後は議会へも必ず報告しなさいという方向づけもございますので、それに沿った手続を進めてまいりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議会には計画ができた後の報告なんですよ。そこがやっぱり問題だ

と思うわけですが、それでも、その計画策定の途中でですね、どういう内容を議論しているのかということをお聞きしたときには、それは教えていただけるのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） はい、これも情報公開の中の一つになりますので、それに沿った手続であればお知らせができると思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） はい、わかりました。

それで、法の中でですね、自主防災組織、ボランティアの活動を支援するように努めなければならない、そういう規定があります。それによって自主防災組織の拡充政策を強めるようになっていますが、しかし有事の際の緊急事態の対処にですね、ボランティアを組み込むというのは大変危険ではないかというふうに私は思うわけですね。国民保護法の第160条に損害補償という条項がありますが、ここでは仮に負傷をしたり、死亡をした場合に国または地方公共団体の要請を受けていない自発的に活動中の人々は武力攻撃が原因なのか、ボランティア活動が原因なのかの区別ができないため損害補償の対象とされないというふうになっています。ですから、有事の際のボランティア活動という概念自体に無理があると思いますが、この点については幅広い方々からの意見聴取を行ってですね、計画にこのボランティアの活動をどうするのか、載せるのか載せないのか、そういう議論から入っていただきたい。それがまず1点。

それから、組織の整備と職員の配置、サービスの基準の作成が義務づけられることになっておりますけれども、計画の内容によってですね、当然組織の内容も変わってくるはずですが、ですから、その点について、もし今具体的なものがあるようでしたら、ご説明をいただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど防災計画と非常に似通っているというお話がございました。このご質問の件についても、やはり災害でもボランティアというのが必要になっております。そのときの補償はどうかということですが、それと同じような形に対応すべきなのかなあというふうに私は思っております、ご指摘のとおり国民保護法では公の方からの指示がなければ補償はないというふうになっておりまして、そう考えますと、災害のボランティアと同じような考え方をしていくのかなというふうに感じております。

組織の、ちょっと私この辺の理解が得ないんですけども、もちろん災害対応の組織と今回の組織はほぼ似通っております。災害は危険箇所から避難させる、そしてそれを救護するというところ、これについてもやはり市町村の役割は同じような形です。ですから、ほぼ同じですけども、攻撃あるいはテロ、いろんな事態が若干災害と違うところから見ると、少し内容が違って来るのかなと思えますが、まだ具体的にどういう形で組織づくりをするかということは決めておりません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 何点かお尋ねをしましたがけれども、最後にお願いをしておきたいのはですね、本質的に性格の異なる災害と戦争を混同してですね、このもともある防災計画、これを変質させることがないようにしていただきたいということを強く申し上げておきたいと思えます。

それと、国民の保護に関する基本指針というのがありますが、その中でも基本的人権の尊重ということは文言として入ってはいますけれども、この法律の性格上ですね、この基本的人権というものがないがしろにされることが大変危惧されますので、計画をつくる際、その中にはやはり基本的人権というものを随所に入れていただくように要望をしたいと思います。

今回、私この国民保護計画策定に踏み込んだ質問をいたしましたけれども、だからといってこの計画策定に賛成をしているわけではありません。その理由はですね、前段に申し上げたとおりですが、ですから、今回議案として出ております国民保護対策本部、それから協議会の設置についても反対ということをお願いしてですね、この質問は終わります。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 障害者自立支援法につきましてのご質問でございますが、今回平成17年10月に成立いたしました障害者自立支援法につきましては、障害者自立支援法の施行に当たりまして一部4月1日から、そのほか10月1日からの全面施行に向けまして鋭意準備を進めておるところでございますが、いまだ国からの具体的な方向性はまだすべて明確に示されていないのが現状でございます。その間の経緯、詳細等につきましては、担当部長の方から回答をさせていただきますと思っております。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ご質問の中の点でございますが、支援費を利用されておられます方への周知でございますが、2月から精神障害通院公費負担をはじめとします知的、身体、精神と障害のある利用者に対しまして、主な変更内容や申請手続方法につきましてご案内の通知を順次申し上げているところでございます。しかし、文書通知だけではわかりにくい点も多数ございますので、電話によります問い合わせや申請時におきまして詳細にわたって説明をさせていただきますところでございます。

さらに、3月18日土曜日でございますが、その日につきましては、利用者の方々、それから一般市民の方も含めまして、障害者自立支援法の説明会を開催いたします。

また、4月以降の申請についての減免の猶予期間についてでございますが、制度上の取り扱いもありますので、今の段階では難しいというふう考えております。

次に、医療保険制度の高額療養費につきましては、現行の高額医療費貸し付け制度のご利用をいただくことになるかと思えます。

それから、若干説明になるかと思えますが、現在支援費をご利用されておられます障害のある方や保護者の方々に障害者自立支援法が始まることで一番不安に思われていることは、やはり利用者の自己負担がどうなるのかということではないかと思われまます。そこで、利用者の

負担について少しだけ説明させていただきますと、確かに生活保護受給者世帯については自己負担はありませんが、それ以外につきましては、4段階に分かれております。

また、申請の手続につきましては、支援費の利用者に対しまして順次手続のご案内をいたしますが、今現在半分までの申請に至ってはいないという状況でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） この自立支援法で一番の改悪がですね、この応益負担の導入なんですけれども、障害者団体の実態調査によりますと、障害者の9割強の方が月10万円程度しか収入がないという状況のようです。定率1割の応益負担によって、食費負担分なども合わせますと大体月2万円から3万円もの利用料を負担しなければならなくなります。生きるために必要な最低限のサービスを受けられなくなってしまって、それで自立を促すというのは到底理解できない内容です。

定率1割の自己負担については、所得に応じてですね、4段階の月額上限額というのが設けられておりますけれども、月10万円ほどの年金や手当から月2万5,000円もの利用料を払ってですね、それで生活ができるかという問題です。で、私は、その国の低所得者対策では不十分だから市として何か救済措置を考えるべきではないかということを示しているわけで、それで先ほど今のところ考えていないということでしたけれども。

それと、もう一つ問題なのはですね、障害者本人に所得がなくても同居している家族に収入があれば、それで収入があるとみなされる、そういう点。これ非常に重要だと思います。支援費制度では利用者負担の範囲は本人以外に配偶者か子どもまででしたけれども、今度の改正では親や兄弟、姉妹にも負担を強いるということになっています。家族に対して大幅な負担が生じることでですね、批判を受けた厚生労働省が世帯分離の仕組みを設けたんですけれども、確かに、世帯分離すれば負担軽減になる場合もありますが、逆に負担が生じる場合もあるんですね。例えば、家族の税制上の控除がなくなるとか、本人の国保税の負担が上がるとかですね。ですから、そこそこの家族の実情に応じた対応というのが必要となってきます。

改正時にその窓口の相談業務というのも大変でしょうけれども、これはですね、本当に親身になって相談に乗る必要があると思います。

先ほど、3月18日に説明会を何か開かれるということでしたけれども、これはどこで開かれるのでしょうか。それと、1回で終わりなのかどうかをまずお伺いします。

それで、私がやっぱり今回の改正で一番深刻だと思うのはですね、やっぱり医療にかかわる方の改正なんですね。例えば心臓手術などはかなり高額な医療費がかかります。大体平均300万円から500万円、難しい手術になると800万円というような、かなり高額な金額になるんですが、これについてはですね、当面18歳未満の場合だと劇変緩和措置というのが設けられました。しかし、18歳以上の方については経過措置がありません。とりあえず3割負担分の医療費を窓口で支払わなければならないということですね。で、この窓口負担ができなければ、や

っぱり病院に行かないという事態、当然出てくると思うんです。医療費だけでなく、医療費以外の負担もありますし、それに食事代などの負担も加わることになりますから、これは本当にもう命にかかわる問題としてですね、何らかの救済措置を設ける必要があるのではないのでしょうか。

それで、私大体いつも減免措置というものを要求しますが、いつも財源がないというお答えしか返ってきませんので、どこかに財源はないかと思いついてですね、見ておりましたら、地域福祉基金というものが目にとまりました。条例を見ますとですね、高齢者等の保健福祉の増進を図ることを目的に設置をされている基金というふうにありました。その使途をさらに調べてみたら、高齢者の保健福祉の推進に限らず、広く障害者及び児童の保健福祉等、地域福祉の増進のために活用できるというふうに書いてありました。平成17年度末の残高で3億7,700万円の積み立てがありますけれども、こういった基金をですね、そういった障害者の救済措置の財源として充てられないのかどうか。もし使うことに差しさわりのないのであれば、前向きに考えていただきたいと思いますが、この点、先ほどの相談の件とあわせてお伺いします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 説明会の場所でございますが、市役所の4階の大会議室の方で行います。それで、午前を施設入所の方で、保護者の方とか家族の方になるかと思いますが、その方たちに。午後は個人の方、在宅の方になると思うんですが、在宅の方を対象にご案内をいたしております。

それから、医療費につきましては、高額医療というところで医療費がかなり大きな金額になったときに、負担が大きくなりまして、どうしてももう病院に行くのをちゅうちょするということがございますが、国民健康保険の方では高額医療の貸し付け制度というものを今やっておりますし、それを活用していただくようなですね、そういうところでの考え方を持っていこうかなというふうに思っております。

それから、減免についての基金の活用というところなんですが、地域福祉基金というものを今積み立てておりますが、この分につきましては、平成4年に条例をつくってですね、それから国の方からの普通交付税の中で交付されてきて3億円積み立てておるわけでございますが、その中の条例の中では高齢者等という言い方をしておりますので、そういう基金の活用につきましては今後の健康福祉部としての、いろんな福祉関係の事業をやっておりますので、その中で必要という判断がまず必要だろうと思いますが、そういうことも含めまして検討させていただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 私これまでも憲法や地方自治法に基づいてですね、最低限の保障でもいいから実施をするようにと、それが自治体の責務ではないかということ介護保険制度や生活保護などの問題を挙げる中で繰り返し言ってきましたけれども、中でもやっぱり障害を持つ

方の収入というのはごく限られておりますし、働きたくても働けないと。家族にこれ以上負担をかけたくないという方もおられますし、今度の改正は本当に深刻な事態を招くと思うわけです。

それをやっぱり理解している自治体は、やはり障害者の人権を守るという立場で独自の減免措置を設ける、実施するということをですね、もう既にやっぱり決めているところがあるわけですね。詳細は述べませんが、横浜市や京都市、東京荒川区などがあります。内容については、ぜひ研究してみてください。

最後に、改正で仕組みそのものが大きく変わることになりまして、介護保険と同じように障害程度区分の認定審査というものが導入をされます。10月1日からの実施になりますが、この認定審査について、これもいろいろな不安の声がありましてですね、認定審査会はどんな立場の人が判断をするのかとかですね、それから同じ障害でも暮らし方や個々の状態によって支援の必要量が異なるのに、一律に決められてしまう、こういった不安の声が聞かれております。

障害者の場合ですね、心身機能の症状だけではなく、生活のしづらさ、社会参加のニーズを的確に把握することが重要になってきます。ですから当然、専門性を持ったスタッフの配置、それから認定審査会の体制が必要ですけども、そのあたりもし具体的になっているところがあればご説明いただけますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 認定審査会につきましては、今介護保険の中で4市1町合同でやっております。そういう形を自立支援法の審査会の方につきましても同じ形をとっていこうというふうに今進めているところでございます。

それで、その認定審査会の委員の方々につきましては、一つの考え方でございますが、身体障害者の方につきましては、内科の医師の方、整形、それから理学療法士、社会福祉士、介護福祉士の方々のそれぞれの団体がございますので、そういうところをお願いをしていきたいというふうに思っております。それから、知的障害、精神障害の方々につきましては、精神科の医師の方、それから内科の方、それから作業療法士、精神保健福祉士、介護福祉士のそれぞれの団体の方で出ていただいて、認定審査会の委員としてお願いをしていこうというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 大体今説明されたようなことは、今度の3月18日の説明会の方でも、もし質問とか出ればお答えになるということでしょうか。

多分かなり不安を抱えている障害者の方が多いんで、質問なりいっぱい出てくると思うんですけども、具体的に制度的な内容がですね、決まっていない部分も多いということですので、また6月議会、多分議案としても出てくると思いますので、6月に改めてお尋ねをすることにいたします。

さっき、減免等についてはですね、ご検討いただけるというふうにおっしゃいましたよね。

その点ちょっと、もう一回確認します。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 先ほど、地域福祉基金のことで質問がありましたものですから、その分のことで検討させていただきたいということで申し上げたんですが。

それで、当然医療費高額になる分につきましてはですね、負担がかなり重いという方々につきましては、そういう制度をですね、使っていただくときの一つの原資としてですね、考えられるんじゃないかなというご質問でしたので、その辺につきましては検討させていただきたいというご回答でございました。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 6月までにあと4月、5月、2か月ありますので、その間にちょっと状況をですね、どういう状況なのかというのが当然もう出てくると思いますから、実態が。その点しっかり調査していただいてですね、もしそれで必要だという判断をされたらですね、やっぱりお考えいただきたいと思うんですよ。それがやっぱり皆さん方の仕事ではないでしょうか。

ですから、その6月にですね、その減免、またあわせてお尋ねしますので、よろしくお願います。

以上で終わります。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の個人質問は終わりました。

これをもちまして一般質問の個人質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月27日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午後5時06分

~~~~~